

333.21  
N862h



0023632-000

333. 21-N862h


本邦産業統制の現機構

日滿財政經濟研究会


1937

ADD











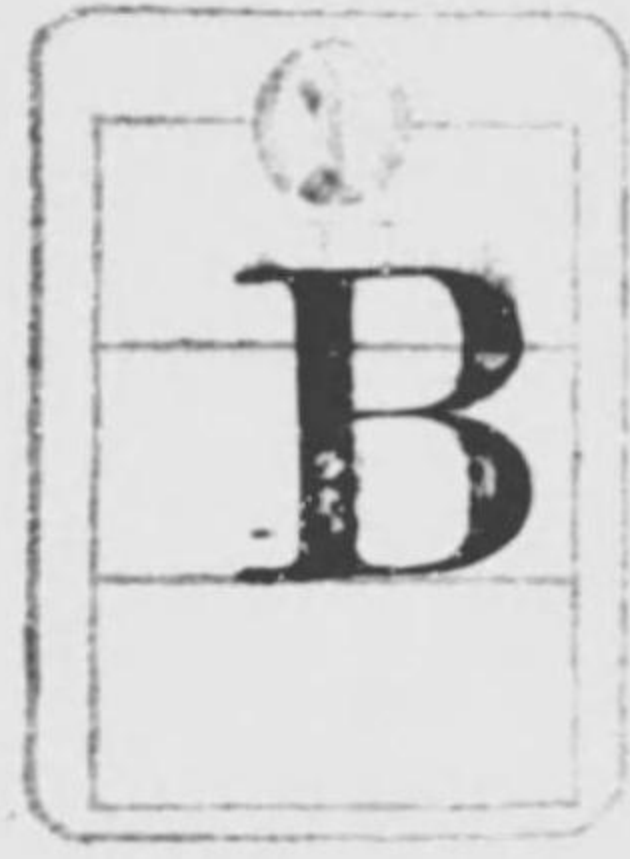
44-28

昭和十二年二月

本邦産業統制の現機構  
| 國家的統制機構 |

日滿財政經濟研究會





333.21  
N862 九

B

3442

117754

目次

序說

第一章

經濟統制機構概說  
——部面別に觀た國家的統制機構——

一頁

第二章

農業統制概說

九 九 一

一

米穀及蚕絲業に關する法律

一 二

二

官設委員會

一 五

(一)

米穀統制委員會

一 五

(二)

米穀處理委員會

一 九

(三)

生絲需要増進調査會

二 三

第三章

商業統制(國內商業及貿易)概說

二 七

二

官設委員會

三 〇

(一)



(一)	小賣業改善調查委員會	三〇
(二)	販賣管理委員會	三〇
(三)	不當廉賣審查委員會	三〇
(四)	関稅調查委員會	三三
(五)	通商審議會	四一
三	政府の統制計畫	四六
(一)	國內商業	四六
(二)	外國貿易	四七
第四章	金融統制	五一
一	概 說	五一
二	官設機關	五三
(一)	金融評議會	五四
(二)	預金部資金運用委員會	五七
(三)	外國爲替管理委員會	六〇
(四)	外貨評價委員會	六四

第五章 勞働統制

一	概 說	六七
二	官設機關	六九
(一)	職業紹介委員會	六九
(二)	社會保險調查會	七一

第二編 産業統制機構 (其の一)

— 中央機構 —

概 觀

第一章	綜合的機關	七九
一	內閣審議會 (廢止)	八〇
二	內閣調查局	八二
(一)	組織及事業	八二
(二)	職員	八六



第二章

臨時産業合理局

―産業統制の中樞機構として―

組織概要	九四
(一) 設立	九四
(二) 事業	九六
(三) 組織	九七
(イ) 内部組織(局)	九七
(ロ) 顧問及顧問會	九七
(ハ) 委員會	九八
(四) 職員	九九
(附) 官制	一〇二
三 合理局の事業	一〇六
―各委員會の組織及事業―	
概観	
(I) 企業の合理化	一〇七

第三編

編

産業統制機構

(其の二)

(一) 常設委員會	一〇七
(イ) 生産管理委員會	一〇七
(ロ) 財務管理委員會	一一〇
(ハ) 販賣管理委員會	一一一
(ニ) 小賣業改善調査委員會(臨時委員會)	一一三
(三) 工業品規格統一調査會	一一四
(四) 單純化委員會	一一一
(II) 産業の統制	一二五
(一) 概説	一二五
(二) 重要産業統制法	一二五
(三) 統制委員會	一三二
(四) 改善委員會(中小工業の統制)	一三七



—單行法に依る重要産業の統制—

概説

第一章 鐵鋼業

一	國家的統制機構	一四六
I	日本製鐵株式會社	一四六
II	製鐵事業評價委員會	一五〇
二	自治的統制機構	一五三
I	概説	一五三
II	鐵鋼協議會(中央機關)	一五五
附一	鋼材聯合會	一六五
二	關東鋼材聯合會	一六六
三	中型山形鋼共販組合	一六七
四	日本厚板共販組合	一六八
五	中板共販組合	一六八
六	日本線材共販組合	一六九

第二章 電氣事業

一	國家的統制機構	一七〇
I	電氣事業法	一七〇
II	電氣委員會	一七三
二	自治的統制機構	一七八
I	電力聯盟	一七八
II	電氣協會	一八二

第三章 燃料産業

一	概説	一八八
I	燃料局の設置	一八九
II	諸機關	一九〇
(1)	燃料研究所	一九〇
(2)	國產振興委員會	一九二
(3)	燃料協議會	一九六
(4)	石油業	一九六



I	概說	一九六
II	石油業法	一九七
III	石油業委員會	二〇〇
IV	帝國燃料興業會社案	二〇三
V	石油聯合株式會社（民間中央收賣機關）	二〇五
第四章 肥料工業		
一	概說	二〇八
二	重要肥料業統制法	二一一
三	重要肥料業委員會	二一三
第五章 自動車工業		
一	概說	二二一
二	自動車製造事業法	二二三
三	自動車製造事業委員會	二二四
四	自動車營業改善委員會	二二六

(附)

第一 石炭鑛業		
一	概說	二二八
二	石炭鑛業聯合會	二三〇
第二 地方工業化機構		
一	概說—地方工業化委員會	二三一
二	東北振興	二三四
(一)	東北局	二三五
(二)	東北振興調查會	二三七
(三)	東北興業株式會社	二四二
(四)	東北振興電力株式會社	二四四
	以上	以上

(五)



## 序 説

わが國は、目下、經濟行政機構の根本的改革の必要に迫られてゐる。準戦体制確立のための不可欠な前提要件である。

今日のわが經濟行政及統制機構は、それ自体頗る統一を欠いてゐる。先に、反産運動における農林、商工両者の抗争と言ひ、現に貿易行政機構の改革をめぐる外務、商工両省の對立と言ひ、何れもその不統一を曝露するものに外ならぬ。統制機構の不統一は何も省と省との間にのみ限らない。同一省内に於ても見られる。

現在の統制機構は、独りそれ自体不統一なるのみならず、準戦体制確立の上から見て、不備不完全であり、従つて、根本的な再編成を要する。

統制機構の不統一と不備とは、從來のわが經濟統制が、直接には恐慌対策として出發したからである。恐慌対策は、それが緊急策たる限りに於て、本質上、全面的統一を欠く。従つて統制機構も目下この不統一を免れ得ない。

恐慌が克服されるにつれ、漸次廢合されて、統一聯絡に向ふが、それにして



、此は原則として平時を樹前とせるものであつて、準戦体制確立の立場からすれば、依然として不備不完全であり、根本的な改革を必要とする。わが國では、平時的統一の体裁を整へるに至らずして、既に準戦体制形態を取らざるを得なくなつたのである。

筆者は差當り、わが國經濟統制機構―時に産業統制機構の現状を述べ、準戦体制確立のための統制機構改革の參考に資することにした。

## 第一編 經濟統制機構概説

### ― 部面別に觀た國家的統制機構

#### 第一章 概説

本論に立入る前に、予め、わが國における國家的經濟統制機構の建前乃至骨組のあらまいを述べておく。先に觸れたその不備不統一は以下の簡単な論述でも明かにされると思ふ。

先づ嚴密な意味での國家的統制機構―統制機關は關係者の中に必要に應じて「局」又は「部」、或は審議機關の形で設置される。局(又は部)は普通、謂ゆる外局として臨時又は半恒久的に設けられ、審議は多くは諸統制法のそれらの運用機關(主務大臣の諮問機關)として設けられ、外に、法律とは別に單なる主務大臣の諮問機關乃至は調査機關として設けられる。

新設の局(又は部)は多く外局又は臨時的のものであるだけに、

(1) 長官(局長)は或は關係大臣を以てし(臨時産業合理局における商工大



臣、對滿事務局における陸軍大臣)

四)その他の職員(事務官)にしても、當該省の他局乃至は他省の高級職員の兼任に關はるものが多い。(臨時産業合理局、東亞局、對滿事務局)

次に、諸種審議機関は、委員會、審議會、又は調査會の名称を有し、會長には總て主務大臣を仰ぎ、委員は官民両方より成る。政府側委員は主に關係各省高等官より選び、民間側委員は謂ゆるその道に關し學識經驗ある者の中より之を選ぶ。

吾々の茲に取扱ふ國家的經濟統制機構は大体、新設されたる局(又は部)、諸審議機関、及びこれ等審議機関の運用する諸統制法の三つより成るものとす。

恐慌後(昭和五年以後)新に設置されたる局又は部は次の如し。(設置年順)

名	所屬省	設置年月
臨時産業合理局	商工省	昭和五年六月
經濟更生部	農林省	七年九月

外國為替管理部 大藏省 八年五月

對滿事務局 内閣 九年十二月

内閣調査局 〃 一年五月

東北局 (元東北振興事務局) 〃

嚴密の意味での産業統制機構に相當するものは右のうち、臨時産業合理局である。この謂は、産業統制の中樞機構が、併し、本來的に不整備であり、且つ今日の統制上の必要から見て如何に不適當であるかは後段觸れるところである。次に各省内に設けられた經濟統制關係の諸審議會次の如し。省別に示す。

(×又はハを附せるものは重要なもの、ハは法律に基づくその運用機関)

一 内閣 官制公布年月 會長(又は委員長)

資源審議會 昭和二年七月 内閣總理大臣

×東北振興調査會 〃 九年十二月 〃

×重要肥料業委員會 〃 十一年十二月 〃

二 内務省 〃 〃

工本會議 〃 八年八月 内務大臣



三、大藏省	X 職業紹介委員會	昭和十一年八月	內務大臣
	X 關稅新額審查委員會	明治卅二年六月	大藏次官
	國有財產調查會	大正二年三月	
	X 預金部資金運用委員會	〃 十四年四月	
	關稅調查委員會	〃 十五年五月	
	特別融通審查會	昭和二年五月	日銀總裁
	特別融通損失審查會	〃 三年六月	大藏大臣
	X 外國為替管理委員會	〃 八年五月	
	X 外貨評價委員會	〃 〃	
	X 政府貸付金處理委員會	〃 十年八月	
四、陸軍省	陸軍少將審議會	昭和七年五月	陸軍次官
五、文部省	航空評議會	大正十年七月	文部大臣

六、農林省	馬政調查會	昭和七年十月	農林大臣
	家畜再保險審查會	〃 六年七月	農林次官
	X 生糸需要増進調查會	〃 七年七月	農林大臣
	X 米穀統制委員會	〃 八年十月	
	X 米穀處理委員會	〃 九年五月	
七、商工省	工藝品審查委員會	大正八年五月	商工次官
	X 工業品規格統一調查會	〃 十年四月	商工大臣
	XX 瓦斯事業委員會	〃 十四年三月	
	X 國產振興委員會	〃 十五年六月	
	度量衡制度調查會	昭和十年八月	
	XX 製鐵事業評價審查委員會	〃 八年九月	
	XX 石油業委員會	〃 九年六月	
	X 不當廉賣審查委員會	大正九年七月	



發明獎勵委員會	昭和七年十月	商工大臣
統制委員會	〃 六年八月	〃
自動車製造事業委員會	〃 十一年九月	〃
逓信省		
逓信委員會	昭和七年十月	逓信大臣
船員職業紹介委員會	大正十二年八月	逓信次官
簡易生命保険審査會	〃 五年八月	〃
簡易生命保険積立金運用委員會	〃 七年四月	逓信大臣
航路統制委員會	〃 十一年五月	〃
鐵道省		
鐵道會議	昭和五年七月	鐵道大臣
鐵道運賃審査會	〃 八年五月	結城豊太郎
拓務省		
海外拓殖委員會	昭和十年六月	拓務大臣

以上は凡て官制に基くものであるが、官制に依らざるものとして

- 外務省に、通商審議會
- 大藏省に、金融評議會
- 關係諸省間に、燃料協議會 等あり。

嚴密な意味での國家的産業統制機構の説明に移る前に予め簡単に、わが國民經濟全般のそれについて一應書き記して置きたい。農業、商業（國內商業と外國貿易）、金融、労働につき、前述の如く、關係統制法、その運用機關、及びその他の審議機關、並びにそれ等の職員名を記す。

最後に、産業の統制機構について述べる、臨時産業合理局を中心とし、その運用する一般的統制政策を先づ述べ、特に重要と思はれる産業については項を別々に説明する。茲では、その重要性に鑑み、國家的機構に限らず、民間の中心統制機關についても簡単に説明することにした。



## 第二章 農業統制

### 一、概説

農業統制機構については、最も重要な、米穀及び蚕絲業の二部門に限る。言ふまでもなく、管掌官廳は前者は農林省米穀局、後者は同省蚕絲局である。農業統制上の重要機構（配給統制機構）として産業組合がある。農林省經濟更生部に産業組合課を設けてその事務を管掌する。經濟更生部は農村振興のため時に昭和七年九月新設されたこと、既に一言述べておいた通りである。

#### (一) 米穀統制

米穀統制機構の大要次の如し。

##### (1) 法律

米穀統制法（昭和八年十一月施行同十一年五月改正）

米穀自治管理法（昭和十一年九月施行）

政府所有米穀特別處理法（昭和九年五月施行）



右の内、重要なものは前二者である、後で説明する如くわが米穀統制は、配給行程にのみ限られてゐる。以上の外、現在、政府案として「米穀株式会社案」がある。

(四) 機関

米穀統制委員会（昭和八年十月）米穀統制法に基く。  
米穀處理委員會（昭和九年五月）政府所有米穀特別處理法に基く。

(二) 蚕絲業

(1) 法律

- 原蚕種管理法 （昭和十年九月施行）
- 産繭處理統制法 （昭和十一年五月公布）
- 製絲業法 （昭和七年九月施行）
- 輸出生絲取引法 （昭和四年七月施行）
- × 絲價安定融資補償法 （昭和四年九月施行）
- × 絲價安定融資担保生絲買収法 （昭和四年九月施行）

蚕絲業法 （明治四十四年、昭和四、六、九年改正）

蚕絲業組合法 （昭和六年七月施行）

× 絲價安定のためには、特に現在

「絲價安定法」が今議會に提出されてゐる。

(四) 機関

生絲需要増進調査會（昭和七年七月）

蚕絲關係の法律中、重要なものは原蚕種管理法並に産繭處理統制法である。



二、米穀及び蚕絲業に對する法律

先づ簡單に法律の解説を試む。

1、米穀統制

(1) 米穀統制法

本法は需給調節による米價の維持安定を目的とする。此れが爲め、政府は毎年米穀の最低價格及び最高價格を公定し、この公定價格を維持するため、民間の申込に應じて最低價格に依つて無制限に米穀を買入し、又最高價格に依つて無制限に之を賣渡し、此れに依つて常に米價を公定價格の範囲内に置かりとする。

(2) 米穀自治管理法

前記米穀統制法の補強工作とみられるもので、過剩米対策である。本法は内地及外地を倉庫、市町村へ朝鮮は府、郡、島、台湾は廳又は郡、市に米穀統制組合を設けしめ、政府補償及び補助の下に、過剩米を

割當貯蔵せしめんとするものである。即ち本法は一つには政府の無制限買上による國庫負担の加重を防止すると、もに他方、外地米の輸入増による供給過剩をチエックせんとするものである。

II 蚕絲業統制

(1) 原蚕種管理法

原蚕種の國家管理であり、原蚕種中基本となるべき原々種を政府が独占的に製造し、之を道府縣に分配して原種を製造せしめる。

(2) 産繭處理統制法

産繭處理上の統制を紊さんとする組合員に對する統制命令を規定したるもので、統制的處理を強化せんとするものである。

(3) 製絲業法

製絲業を免許制とし、一定規模へ新設機械製糸工場設備五十釜以下に對しては免許しない。小規模製絲業者の濫出を防止せんとするものである。



(二) 輸出生絲取引法

問屋業の免許制度及び取引登録制度を設定して、弱小問屋業の濫出を防ぎ、且つその取引の公明を確保せんとするものである。

(三) 蚕糸業組合法

蚕糸業の全国的組合的統制を行はんとするもので、養蚕、蚕種、産業組合製絲、製絲業、生絲問屋業、生絲輸出業の六組合に分れ、各々が更に縱断的に結合し、その全国的聯絡統制機關として日本中央蚕糸會を設立する。

三、官設委員會

統制上の政府機關としてハ農林大臣の諮問機關としてハ米穀關係に米穀統制委員會、蚕絲關係に生糸需要増進調査會がある。いづれも農林省内に置かれてゐる。

(一) 米穀統制委員會（昭和八年十月）

(1) 機能及び組織（官制）

- 一 米穀統制委員會ハ農林大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應シテ米穀統制法施行ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス
- 一 委員會ハ會長一人委員二十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
- 一 特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトモハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
- 一 會長ハ農林大臣ヲ以テ之ニ充ツ
- 一 委員及臨時委員ハ農林大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス



一 委員會ニ幹事ヲ置ク 農林大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ  
 二 內閣ニ於テ之ヲ任命ス

一 委員會ニ書記ヲ置ク 農林省判任官ノ中ヨリ農林大臣之ヲ命ス

(四) 職員

會長	農林大臣	島田俊雄
委員	內閣統計局長	長谷川走夫
	外務省通商局長	松島鹿夫
	社會局長官	廣瀬久忠
	大藏省主計局長	廣瀬豐作
	主稅局長	山田龍雄
	理財局長	賀屋興宣
	農林省政務次官	田辺七六
	農林次官	長瀬貞一
	農林參興官	小林絹治
	農林省米穀局長	荷見安

商工省商務局長 寺尾進  
 拓務次官 入江梅平

正四勲四伯爵 酒井忠正  
 正三勲二 松村貞一郎  
 正三勲三子爵 片桐貞央  
 正四勲二 佐藤寛次  
 正三勲二 橋本圭三郎  
 從三勲二男爵 御誠之助  
 從四勲四男爵 稻田昌植  
 正五勲二 荒川五郎  
 正五勲三 八田宗五  
 正六 山田敏  
 勲四 胎中楠右衛門  
 清水賢一郎

臨時委員

預金部長 金子隆三



幹事

- 從田勲三
- 正五勲三
- 大藏書記官
- 預金部書記官
- 農林部
- 農林技師
- 高田 耘平
- 東 武
- 小川 正樹
- 中村 重喜
- 村上 富士太郎
- 横山 敬教
- 平岡 梓
- 中尾 桂一郎
- 小松 存行

書記

六名(姓名略)

(二) 米穀處理委員會(昭和九年五月)

(1) 官制

- 一 米穀處理委員會ハ農林大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ政府所有米米穀特別處理法ニ依ル米穀ノ處分ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス
- 一 委員會ハ會長一人委員十七人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
- 特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
- 一 會長ハ農林大臣ヲ以テ之ニ充ツ
- 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ
- 一 農林 次官
- 二 農林省米穀局長
- 三 農林省米穀局顧問
- 四 大藏省主計局長
- 五 大藏省主稅局長
- 六 陸軍省經理局長
- 七 海軍省軍需局長



- 八、商工省商務局長
- 九、會計院検査部長
- 十、學識経験アル者

前項第三号、第九号及第十号ノ規定ニ依ル委員ハ農林大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

一、臨時委員ハ農林大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

一、委員會ニ幹事ヲ置ク 農林大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

一、委員會ニ書記ヲ置ク 農林大臣之ヲ命ス

- (四) 職員
- |    |         |       |
|----|---------|-------|
| 會長 | 農林大臣    | 島田俊雄  |
| 委員 | 大藏省主計局長 | 廣瀬豊作  |
|    | 陸軍省計理局長 | 平手勘次郎 |
|    | 海軍省軍需局長 | 上田宗重  |

- |          |       |
|----------|-------|
| 農林次官     | 長瀬貞一  |
| 農林省米穀局長  | 荷見安   |
| 商工省工務局長  | 小島新一  |
| 會計院検査部長  | 河本文一  |
| 農林省米穀局顧問 | 上山滿之助 |
| 〃        | 高田紋平  |
| 〃        | 東武    |
| 〃        | 有賀光豊  |
| 正三勲二     | 鈴木梅太郎 |
| 正四勲二     | 田中芳雄  |
| 從三勲二     | 安藤廣太郎 |
| 正四勲二     | 高橋偵造  |
| 從四勲二     | 小泉親彦  |
| 大藏書記官    | 入江昂   |
| 醸造試験所技師  | 黒野勘六  |



農林書記官

村上 富士太郎

〃

横山 敬 敬

〃

平岡 梓

〃

中尾 桂一郎

農林技師

對馬 彌作

〃

小松 孝行

書記

五名（姓名略）

(三) 生絲需要増進調査會（昭和七年七月）

1) 官制

一 生絲需要増進調査會ハ農林大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジ生絲ノ新規ノ用途又ハ販路ノ開拓其ノ他繭絲ノ需要増進ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

調査會ハ前項ノ外農林大臣ノ諮問ニ應ジ絲價安定融資担保生絲買收法ニ依リ政府ノ買入レタル生絲ノ處分ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

一 調査會ハ會長一人委員十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

一 會長ハ農林大臣ヲ以テ之ニ充ツ  
委員及臨時委員ハ農林大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

一 調査會ニ幹事ヲ置ク 農林大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ依リ之ヲ命ス

一 調査會ニ書記ヲ置ク 農林大臣之ヲ命ス

(四) 職員



會長  
委員

農林大臣	島田俊雄
外務省通商局長	松島鹿夫
大藏省主稅局長	山田龍雄
農林次官	長瀬貞一
農林省發給局長	井野碩哉
商工省工務局長	小島新一
會計院審査部長	河本文一
正三勲二	松平賴壽
從三勲二	西田博太郎
正四勲二	齊藤俊吉
正六勲六	井坂孝
從六勲八	三宅川百太郎
	安川雄之助
	津田信吾
	小林吉之助

臨時委員

大藏省主計局長	小林八百吉
大藏省外國為替管理部長	廣瀬豊作
陸軍主計總監	上山英三
海軍中將	平手勳次郎
商工省貿易局長	上田宗重
大藏書記官	新倉利廣
農林	谷口恒二
	吉田清二
	明石弘
	芳賀權四郎

三名(姓名略)



### 第三章 商業統制

#### 一、概説

商業部面に於ける國家的統制機構次の如し。國內商業と外國貿易とに分けて考察する。主務官廳は勿論何れも商工省（商務局貿易課）であるが、外國貿易に関しては、別に、外務省（通商局）及び大藏省（税関、主税局関税課、外國貿易管理課）が関與する。（現在、問題となつてゐる貿易行政機構の改革は二カ不統一を改めることを目標としてゐる。）

#### 一、國內商業

##### (一) 法律

商業組合法	（昭和七年九月公布）	商務局商務課
同業組合法	（明治廿三年、大正五年改正）	〃
商業券取締法	（昭和七年九月公布）	〃
不正競争防止法	（昭和九年三月公布）	商政課



暴利取締令(買取目的トスル賣) (大正六年公布) 商務局高政課

以上は一般的なもので、一般乃至特殊産業乃至商品に關する配給行程の統制については各その項參照。

(二) 機關

小賣業改善調查委員會 (臨時産業合理局内)  
販賣管理委員會 ( )

二、外國貿易に關するもの

(一) 法律

輸出組合法 (大正十三年三月、昭和六年三月、昭和九年二月、昭和十一年五月改正) 商工省貿易局統制課

通商擁護法 (貿易調節及通商擁護ニ關スル件) (昭和九年四月) 外務省通商局總務課

輸出補償法 (昭和五年五月) 商工省貿易局貿易課

不當廉賣防止法 (大正九年七月) ( )

(二) 機關

通商審議會 (昭和九年四月) ( ) 外務省通商局

不當廉賣審查委員會 (大正九年七月) 商工省貿易局貿易課

關稅調查委員會 (大正十五年五月) 大藏省稅關

關稅詐贖審查委員會 (明治三十二年六月)



二、官設委員會

(一) 小賣業改善調查委員會

小賣業改善調查委員會は商工省臨時産業合理局中に設けられたる純然たる臨時委員會中の一つである。(後段参照)

(二) 販賣管理委員會

臨時産業合理局中に設けられたる常設委員會の一つである。(後段参照)

(三) 不當廉賣審査委員會

(一) 官制 (國稅定率法第五條ニ施行ニ關スル件)

一 不當廉賣審査委員會ハ商工大臣ノ監督ニ屬シ不當廉賣品ノ輸入及輸入品ノ不當廉賣ニ關スル事項ヲ管掌ス

一 委員會ハ會長一人委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス  
特別ノ事項ヲ審査スル必要ニ於テハ臨時委員會ニ任ズルを得

一 會長ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ

一 委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ任命ス

一 委員會ニ幹事ヲ置ク 商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス  
一 委員會ニ書記ヲ置ク 商工省判任官ノ中ヨリ商工大臣之ヲ命ス

(四) 職員

會長	商工大臣	小川 郷太郎
委員	外務省通商局長	松島 虔夫
	大藏次官	川越 丈雄
	大藏省主稅局長	山田 龍雄
	司法省民事局長	大森 洪太
	農林次官	長瀬 貞一
	商工政務次官	池田 秀雄
	商工參與官	寺島 權藏
	商工省工務局長	小島 新一



商工省貿易局長 新倉利廣

從三勲二 加茂正雄

正三勲三 片桐貞央

正四勲三 東郷安

從五勲三 藤山雷太

正六勲三 稻畑勝太郎

正五勲四 田辺七六

從四 松田正一

幹事 大藏書記官 尾瀨將玄

商工 本郷壽次

中村幸八

栗杉研壽

三名(姓名略)

書記

(四) 関税調査委員会 (大正十五年五月)

(1) 官制

一 関税調査委員会ハ大藏大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ應シテ関税率ニ関スル事項ヲ調査審議ス

一 関税調査委員会ハ前條ノ外昭和九年法律第四十五号(註)第一條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ属セシメタル事項ヲ調査審議ス

一 関税調査委員会ハ會長一人委員三十三人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

一 會長ハ大藏大臣ヲ以テ之ニ充ツ

一 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 大藏部内高等官 六人

二 商工部内高等官 四人

三 農林部内高等官 三人

四 外務部内高等官 三人

五 拓務部内高等官 三人

六 内閣部内高等官 一人



七、内務部内高等官 一人

八、學識經驗アル者 十二人以内

一、第一條ノ二第一項ニ定ムル事項ヲ調査審議スル爲メ第二條ニ規定スル委員ノ定員ノ外委員十三人以内ヲ増置シ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ  
(第四條ノ二)

一、内閣部内高等官 一人

二、貴族院議員 四人

三、衆議院議員 四人

四、特別ノ事項ニ関シ學識經驗アル者 四人以内

一、委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第四條第八號ニ掲クル委員ノ任期ハ四年トス

一、特別ノ事項ヲ調査スル爲メ必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得  
臨時委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

一、第四條ノ二第四号ニ掲クル委員及臨時委員ハ當該特別ノ事項ニ関ス

ル調査審議終了シタルトキハ退任ス

一、関稅調査委員會ニ幹事若干人ヲ置ク

大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

一、関稅調査委員會ニ書記若干人ヲ置ク 大藏大臣之ヲ命ス

(四) 職員

會長 大藏大臣 馬場 鐵 一

大藏政務次官 中島 彌 團 次

大藏 次 官 川 越 又 雄

大藏 參 事 官 再 下 茂 十 郎

大藏省主稅局長 山 田 龍 雄

大藏省外國爲替管理部長 上 山 英 三

横 濱 稅 関 長 飯 田 九 州 男

商工政務次官 池 田 秀 雄

商 工 次 官 竹 内 可 吉

商工省工務局長 小 島 新 一



商工省貿易局長	新倉利廣
農林政務次官	田辺七六
農林次官	長瀬貞一
農林省農務局長	戸田保忠
外務政務次官	猪野毛利榮
外務次官	堀内謙介
外務省通商局長	松島鹿夫
拓務政務次官	稲田昌植
拓務次官	入江海平
拓務省殖産局長	北島謙次郎
對滿事務局次官	青木一男
社會局長官	廣瀬久忠
從三勲二	神戸正雄
	加茂正雄
	中沢良夫

正四勲二	佐藤憲次
正三勲三	大河内正敏
正六	児玉謙次
從四勲二	堀切善兵衛
正四勲三	東郷安
勲三	門野重九郎
正五勲四	太田正孝
勲四	飯塚春太郎
法制局長官	次田大三郎
貴族院議員	西野元
	橋本圭三郎
	加藤政之助
	裏松友光
子爵	加藤録五郎
衆議院議員	木村正義



岡崎久次郎  
 中 亥 威 男  
 川 西 清 兵 衛  
 三 宅 川 首 大 郎  
 井 上 昭 英 衛  
 安 宅 彌 吉  
 大 貝 晴 彦  
 正 田 貞 一 郎  
 山 田 龍 雄  
 上 山 英 三  
 江 口 順 一  
 谷 口 恒 二  
 栗 山 正 雄  
 伊 藤 八 郎  
 飯 塚 基

臨時委員

幹事

大藏省王稅局長  
 大藏省外國為替管理部長  
 大藏書記官  
 大藏技師  
 法制局參事

書記

商工書記官 小金 義 照  
 農林書記官 鈴木 英 雄  
 農林技師 乘 杉 研 壽  
 農林技師 細 川 利 壽  
 農林技師 間 部 彰  
 外務書記官 土 田 豐  
 外務書記官 若 松 虎 雄  
 拓務書記官 副 島 勝  
 對滿事務局事務官 竹 内 德 治

三名(姓名略)



(五) 通商審議委員會規程

第一條 外務大臣ノ諮問ニ應ジテ通商ニ関スル事項ヲ審議スル爲外務省ニ通商審議委員會ヲ置ク

第二條 通商審議委員會ハ會長一人及委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ外務大臣ヲ以テ之ニ充ツ 會長事故アルトキハ會長ノ指名シタル委員之ヲ代理ス

委員ハ關係各廳高等官及通商ニ關係アル事項ニツキ學識經驗アル者ノ中ヨリ外務大臣之ヲ命シ又ハ囑託ス

第四條 第二條ニ掲クル委員ノ外會長ニ於テ臨時必要アリト認ムルトキハ臨時委員ヲ命シ又ハ囑託スルコトヲ得

第五條 通商審議委員會ニ幹事長一人 幹事若干人ヲ置ク

幹事長ハ外務省通商局長ヲ以テ之ニ充テ 幹事ハ關係各廳高等官ノ中ヨリ外務大臣之ヲ命シ又ハ囑託ス



委員及幹事氏名 (昭和十一年十二月一日現在)

委員長

外務大臣

有田 八郎

外務政務次官

猪野 毛利栄

外務次官

堀内 謙介

外務参事官

松山 常次郎

外務省通商局長

松島 鹿夫

外務省條約局長

栗山 茂

大藏次官

川越 丈夫

大藏省主税局長

山田 龍雄

大藏省理財局長

賀屋 興宜

大藏省外國為替管理部長

上山 英三

農林次官

長瀬 貞一

農林省農務局長

戸田 保忠

農林省水産局長

原 辰二

農林省蚕絲局長

井野 碩哉

商工次官

村瀬 直彦

商工省工務局長

小島 新一

商工省貿易局長

新倉 利広

逓信次官

富安 謙次

逓信省管船局長

小野 猛

拓務次官

入江 海平

拓務省殖産局長

北島 謙次郎

從三勲一

山川 端夫

從三勲二

川島 信太郎

正四勲二

倉地 敏吉

正四勲二

鶴見 左右雄

從五勲二

深井 英五

正六勲三

稻畑 勝太郎



幹事長 外務省通商局長  
幹事 外務書記官

正 四 勲 三  
正 四 勲 三  
正 六 勲 大  
從 大  
從 大 勲 八  
從 大  
勲 大  
勲 大

田島 勝太郎  
門野 重九郎  
芦田 均  
井坂 孝  
阿部 秀次郎  
三宅川 百太郎  
安川 雄之助  
大久保 利賢  
大谷 登  
宮島 清次郎  
村田 省三  
松島 鹿夫  
加藤 三郎  
小林 龜久雄  
小野 伊太郎

幹事 外務書記官

大藏書記官  
農林書記官  
商工書記官  
逓信書記官  
拓務書記官

千葉 葵一

尾関 將玄  
湯河 元藏  
妹川 武人  
新谷 寅三郎  
江口 親慈



### 三、政府ノ統制計畫

#### (一) 國內商業

國內商業及び外國貿易の統制強化策として、商工省は次の如き諸法案を用意してゐる。

#### (一) 國內商業

専ら中小商業の保護統制に関する。

- (イ) 商業組合法改正
- (ロ) 中小産業振興株式會社
- (ハ) 小賣業金融損失補償法
- (ニ) 百貨店法

#### (二) 外國貿易

##### (イ) 貿易統制法

##### (ロ) 貿易組合法

##### (ハ) 輸出補償法の改正

又、外國貿易事務を共管する大藏省、では次の如き計畫を有する。

- (ニ) 複關稅制度の創設
- (ホ) 輸出税及統計税の設定
- (ヘ) 爲替管理法の強化

尚ほ、貿易に関しては、商工、外務兩省それぞれ各自の貿易行政機構改革案を有つてゐる。

先づ國內商業に於ける前記諸法案は、中小商業の金融改善、百貨店に對する中小商業の保護を目標とする。且つ、中小産業振興株式會社を設立して、各種組合間の仲介配給機關たらしめんとするものである。

#### (二) 外國貿易

次に外國貿易では、貿易統制法によつて既存の通商擁護法を強化し、貿易組



合法によつて輸出組合の外に更に輸入組合を設けんとするものである。輸出補償法の改正は補償地域大を中心眼目とする。

右の中、貿易統制法は政府に輸出入の禁止その他の廣泛な権限を與て、その諮問機関として「貿易審議會」を設け、且つ關係業者より成る貿易「統制委員會」を設置せんとするもので、貿易行政上注目すべきものがある。貿易審議會は官民の權威者より成り、貿易統制委員會は商品別に貿易業者と生産業者とより成る縦の委員會である。

去る十二月十七日省議決定による貿易統制法案の要綱は次の如し。

一 政府は次の場合必要と認めるときは貿易審議會の議を経て輸出又は輸入の禁止制限をなし得る

(1) 外國との協定取極め等により又は求償の目的のため貿易を調節する場合

合

(2) 本邦輸出品の濫賣安賣を防止するため

(3) 又は本邦産業に必要な原料の供給を適正ならしめるため

一 前項の目的を達成するため及び輸出品の關係業者間の利害調節を計るた

り貿易審議會の議を経て關係業者を以て貿易統制委員會を設けること

一 統制委員會の決定したる事項にして特に必要ありと認めるときは主務大臣はその決定に従ふべきことを命じ得ること



## 第四章 金融統制

### 一、概説

金融部門の統制工作は最近漸くその端着に着いた計りである、銀行法その他  
の事業法を措いて問はぬとす此は、わが對内金融工作は専ら行政的手段により、  
未だ特殊立法手段に訴へておない。

たゞ、對外的には、資本逃避防止法（昭和六年十二月施行）と爲替管理法（昭  
和八年五月施行）の施行を見、對獨關係では、日獨爲替統制が實行されてゐる。  
併し、日獨爲替統制に於ては、統制主体は獨洲國側にあつて、日本側は單に好  
意的援助を爲すの域に止まる。

恐慌後の國內金融政策は公債消化のための低金利政策―公開市場政策を中心  
として來た。現在及今後の金融工作は公債消化を中心とし、併せて社會政策的  
考慮を拂ひつゝある。目下政府の意圖する金融工作は次の如し。

#### 一、公債政策のために

##### (一) 行政的手段によつて



- (イ) 大藏省と銀行監督の強化
  - (ロ) 預金部資金の公債政策への運用
  - (ハ) 特別會計（鉄道連信）の利庫
  - (ニ) 立法的手段によつて
    - (イ) 保険、信託會社に對する公債の強制保有
    - (ロ) 内地及外地に亘る兌換券發行の統一
    - (ハ) 税制の改革
  - (三) 又、對外的には
    - (イ) 爲替管理法の強化
    - (ロ) 白銀金融及爲替統制の強化
- 二、社會政策的考慮から
- (イ) 商工組合中央金庫の設立（既設）
  - (ロ) 中小債務保証制度並に小賣業金融損失補償法の制定
  - (ハ) 庶民金庫の設立

## 二、官設諸機關

金融統制工作運用上の機關としては、その最上位に「金融評議會」が在り、昭和十一年十一月設立された。この外特殊問題處理のため次の如き官設諸機關が在る。

- 預金部資金運用委員會（大正十四年四月）
- 関税調査委員會（大正十五年五月）
- 関税訴願審査委員會（明治三十二年六月）
- 特別融通審査會（昭和二年五月）
- 特別融通損失審査會（昭和三年六月）

## 二、對外的に

- (イ) 外國爲替管理委員會（昭和八年五月）
  - (ロ) 外貨評價委員會（〃）
- いづれも外國爲替管理法の運用上の機關である



二、では、金融評議會、預金部資金運用委員會、外國爲替管理委員會及び外  
貨評價委員會の四委員會について見る。

(一) 金融評議會

政府は明年度膨脹予算の實行に伴ふ公債政策の円滑な運行を圖るため、  
金融全般の改革につき調査研究を進める必要あり、従來の特別金融制度調  
査會を廢止して、新に金融評議會を設けるに至つた。

同評議會は官制を用はず、閣議決定をもつて設置する。尚、同評議會は  
單に金融制度法規のみならず、金融施設並に操作を含めた金融全般に亘り  
審議する政府の常設諮問機關である。

金融評議會要綱左ノ如シ

- 一、大藏省に金融評議會を置く
- 一、金融評議會は各種金融制度其他金融に関する重要事項に付大藏大臣  
の諮問に應ず

金融評議會は前項の事項に付大藏大臣に意見を述べることを得

一、金融評議會は會長一名及委員若干名を以テ之ヲ組織ス

特別の必要あるときは臨時委員を置くことを得

一、會長は大藏大臣之に當リ會務を總理す

一、委員及臨時委員は左に掲ぐる者を以テ之に充つ

イ、大藏省高等官の中より大藏大臣の命じたるもの

ロ、金融業又は産業に関する學識経験ある者の中より大藏大臣の囑託

したる者

委員會の任期は二年とす

金融評議會のメンバー次の如し

會長 大藏大臣 馬場 鏡一

大藏政務次官 中島 彌四次

大藏次官 川越 文雄

大藏參事官 丹下 茂十郎

理財局長 賀屋 興宣



銀行局長

和田正彦

深井英五（白銀總裁）

大久保利賢（正金頭取）

石井光雄（勸銀總裁）

結城豊太郎（興銀總裁）

加藤敬三郎（鮮銀總裁）

保田次郎（台銀頭取）

有馬頼寧（產組中金理事）

森 廣藏（東京手形交換所理事）

八代則彦（大阪手形交換所委員長）

瀨下 清（東京銀行某會所會長）

澁澤敬三（貯蓄銀行協會常任理事）

今村幸男（信託協會々長）

藤田 讓（生命保險會社協會々長）

杉野喜精（東京株式取引所理事長）

幹 事

大藏書記官

柴山 鷺雄（大阪株式取引所理事長）

郵 誠之助（前東京商工會議所會頭）

安宅 彌吉（大阪商工會議所會頭）

湯本 武雄

山路 鏡夫

鈴木 愷太郎

小宮 陽

岸 喜二雄

(二) 預金部資金運用委員會

(1) 預金部資金運用規則（大正十四年四月）

一 預金部資金運用委員會ハ大藏大臣ノ監督ニ屬シ大藏大臣ノ諮問ニ應

シ預金部資金ノ運用ニ關スル事項ヲ審議ス

一 預金部資金運用委員會ハ會長一人及委員十五人以内ヲ以テ之ヲ組織

ス



臨時必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

一 會長ハ大藏大臣ヲ以テ之ニ充ツ

一 委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

一、大藏政務次官

二、大藏次官

三、關係各廳高等官

四、會計検査院部長

五、日本銀行總裁

六、學識經驗アル者

前項第三号、第四号及第六号ニ掲クル者ヲ以テ充ツル委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

臨時委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

一 預金部資金運用委員會ニ書記ヲ置ク  
書記ハ大藏部内判任官ノ中ヨリ大藏大臣之ヲ命ス

(II) 職員

會長

大藏大臣

馬場 鉄一

委員

大藏政務次官

中島 筠圃次

大藏次官

川 越 文雄

内務次官

湯澤 三千男

農林次官

長 瀬 貞一

逓信次官

富 安 謙次

會計検査院部長

河 本 文一

日本銀行總裁

深 井 英五

正三勲一

阪 谷 芳郎

正三勲二

山崎 覺次郎

從四勲三

井 上 孝哉

從四勲四

川 崎 克

從六勲六

志 立 鐵次郎

從六勲六

結 城 豊太郎



臨時委員	社會局長官	廣瀬久忠	石井光雄	中根貞彦
	商工次官	竹内可吉		
	拓務次官	入江海平		
幹事	預金部長	金子隆三		
	預金部書記官	大竹虎雄		
		山路鑛夫		
		栗原修		
		武田泰郎		
書記	貯金局長			
		三名(姓名略)		

(三) 外國為督管理委員會

(一) 官制

一、外國為督管理委員會ハ大藏大臣ノ監督ニ屬シ主務大臣ノ諮問ニ應ジ

外國為督管理法及關東州及南滿洲鐵道附屬地外國為督管理令ノ施行ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

一、委員會ハ會長一人及委員十二人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

一、委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

一、關係各廳高等官

二、日本銀行總裁及同副總裁

前項第一号ニ掲クル者ヲ以テ充ツル委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

一、臨時委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ左ニ掲クル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

一、關係各廳高等官

二、學識經驗アル者

前項第二号ニ掲クル者ヲ以テ充ツル委員ノ任期ハ二年トス



一、外國為督管理委員會ニ幹事ヲ置ク  
 大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及日本銀行職員ノ中ヨリ内閣ニ  
 於テ之ヲ命ス

一、外國為督管理委員會ニ書記ヲ置ク  
 大藏部内判任官ノ中ヨリ大藏大臣之ヲ命ス

(二) 職員

會長	大藏大臣	馬場 鎮一
委員	外務次官	堀内 謙介
	大藏次官	川越 文雄
	大藏省主税局長	山田 龍雄
	理財局長	賀屋 興宣
	銀行局長	和田 正彦
	大藏省外國為督管理部長	上山 英三
	商工次官	竹内 吉吉

幹事

商工省貿易局長	新倉 利廣
拓務次官	入江 海平
拓務省殖産局長	北島 謙次郎
日本銀行總裁	深井 英五
日本銀行副總裁	清水 賢一郎
大藏省外國為督管理局長	上山 英三
大藏書記官	江口 順一
〃	星野 喜代治
〃	谷口 恒三
〃	松山 宗裕
〃	湯本 武雄
〃	鈴木 愨太郎
商工書記官	辻 謹吾
拓務書記官	副島 勝
日本銀行調査役	岡崎 喜平太



(四) 外貨評價委員會

(一) 官 制

- 一、外貨評價委員會ハ大藏大臣ノ監督ニ屬シ外國爲替管理法第四條ノ規定ニ依リ大藏大臣ヨリ賣却ヲ命セラレタル金地金、外國通貨、外國爲替又ハ外國通貨ヲ以テ表示スル證券若ハ債權ノ賣却價額ヲ決定ス
- 一、外貨評價委員會ハ會長一人及委員六人以内ヲ以テ組織ス
- 一、會長ハ大藏大臣ヲ以テ之ニ充ツ
- 一、委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ソ
- 一、大 藏 次 官
- 二、大 藏 部 内 高 等 官
- 三、司 法 部 内 高 等 官
- 四、商 工 部 内 高 等 官
- 五、日 本 銀 行 副 總 裁

前項第二号乃至第四号ニ掲グル者ヲ以テ充ツル委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

- 一、前條第一項ニ掲グル委員ノ外臨時必要アルトキハ臨時委員ヲ命スルコトヲ得
- 臨時委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
- 一、外貨評價委員會ニ幹事ヲ置ク 大藏大臣ノ奏請ニ依リ大藏部内高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス
- 一、外貨評價委員會ニ書記ヲ置ク 大藏部内判任官ノ中ヨリ大藏大臣之ヲ命ス

(二) 職 員

會 長	大 藏 大 臣	馬 場 鐵 一
大 藏 次 官	川 越 丈 夫	
大藏省理財局長	賀 屋 興 宣	
大藏省外國爲替管理部長	上 山 英 三	



司法省民事局長	大森 洪 太
商工省商務局長	寺 尾 暹
日本銀行副總裁	清水 賢 一 郎
幹 事	松 山 宗 治
大藏書記官	鈴木 愨 太 郎

### 第五章 労働統制

#### 一、概 説

労働部面の統制は他部面に比べて非常に立後此である。現在のところ、それは單なる初歩的な資本家的労働立法の域を一步も出てず、況んや、準戦体制確立のための工作は未だ見られぬ。去々、去々九月陸軍當局の發した官業労働組合解散命令はその準備工作の一ツと見られる。新聞の報ずるところに依れば、陸軍當局は解散の擧句、これを軍隊式に再編成せんとする意圖を有してゐるが如くである。準戦体制下に於ける労働統制については労働組合側その他において夫々具體的意見なり、運動なりがあるが、政府自身の見解は未だ全く不明である。

在来の労働立法として列記するに價值あるものは工場法の外に三あるのみである。

- 一、工場法（明治四十四年制定、大正十二年、昭和四年改正）内務省社會局労働部
- 二、労働者災害扶助法（昭和六年四月）同 社會部



- 三、健康保険法（大正十一年制定、大正十五年、昭和四年改正）内務省社會局保険部
  - 四、退職金積立及手當法（昭和十一年六月）同 労働部
  - 五、労働争議調辦法（大正十五年四月）同 労働部
  - 六、職業紹介法（大正十年四月）内務省職業紹介事務局
- 二、此等は何れも初步的な資本家的労働立法で今の場合説明の要をみない。
- 三、の退職金積立及手當法より去る特別議會非常時の氣運を背景として成立したもので、内容に幾多の欠陥を藏しながら尚且つその成立はわが労働立法界における劃期的事實と見られてゐる有様である。

## 二、官設機関

労働関係の諮問（乃至調査）機関として「中央職業紹介委員會」及び「社會保險調査會」がある。

### (一) 職業紹介委員會

職業紹介委員會は大正十三年の創設に關するが、昭和十一年の特別議會における職業紹介法の改正の結果、改組をみるに至つた。同時に、從來社會局に附屬してゐた職業紹介事務局は廢止され、當該事務は社會局社會部職業課に移管された。

社會保險調査會は昭和十年七月設置、これがたの既存の労働保險調査會は廢止された。

尚ほ、昭和七年七月設置された「失業對策委員會」は既に廢止された。

中央職業紹介委員會の職員次の如し。（但し、昭和十一年七月現在）



委員長

社會局長官

廣瀨久忠

七〇

內務省警保局長

萱場軍藏

社會部部長

赤松小寅

社會局部長

山崎巖

商工省工務局長

岸信介

東大教授

末弘嚴太郎

東京市長

牛塚虎太郎

大阪市長

加々美武雄

東京商工會議所會頭

柳誠之助

從四勲三

永井亨

從七

山崎龜吉

岡谷惣助

鈴木文治

實川豊彦

幹事

社會局書記官

近藤壤太郎

森部隆

武島一義

三名（姓名略）

書記

職業紹介所事務局長

(二) 社會保險調查會

(1) 官制

一、社會保險調查會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ社會保險ニ關スル事項ヲ調査審議ス

一、調査會ハ會長一人及委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

一、會長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ  
委員及臨時委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス



學識經驗アル者ノ中ヨリ命セラレタル委員ノ任期ハ四年トス但シ特別

ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケス

一、調査會ニ幹事ヲ置ク 内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

一、調査會ニ書記ヲ置ク 内務大臣之ヲ命ス

(四) 職員

會長	内務大臣	朔惠之輔
委員	法制局參事官	森山銳一
	内務次官	湯澤三千男
	内務省地方局長	大村清一
	衛生局長	挾間茂
	社會局長官	廣瀬久忠
	社會局部長	赤松小寅
		清水玄
		山崎巖

大藏省主税局長 廣瀬豊作

商工省工務局長 小島新一

鑛山局長 大貝晴彦

保險局長 後藤保清

簡易保險局長 猪熊貞治

從四勲二 石川文吾

正三勲二男節 千秋季隆

從三勲四子節 伊藤二郎凡

正五勲三 田子一民

從四勲三 守屋栄夫

勲三 藤原銀次郎

從四勲三 森莊三郎

從四勲三 河原田椽吉

正四勲四 志田鉦太郎



從四勲四 伊藤万太郎  
從五勲四 岡田善久治  
正六勲四 松本健次郎

臨時委員

內務政務次官 銅島直總  
內務參事官 肝付兼英  
農林省經濟更生部長 小平權一

正四勲二 慶松勝左衛門  
從四勲三 宮川米次

正五勲四 通田豊治明  
從五勲五 卯須皓

勲 葵佐八郎  
金杉英五郎

從四勲四 北島 亥一  
勲五 血脇守之助  
河合龜太郎

幹事

內務書記官 龜山 存一  
內務技師 高野 六郎  
社會局書記官 熊谷 憲一

社會局技師 松原 久人  
社會局技師 川村 秀文  
社會局技師 曾我 耗松  
社會局技師 古瀬 安俊

書記

三名(姓名略)



第二編

産業統制機構（其の一）

— 中央機構 —



## 概 観

産業の國家的統制機構は、之を廣義に解すると、現在次の如くなる。

### 一、綜合的機關として

① 内閣審議會（廢止）

② 内閣調査局

### 二、中樞的機關として

臨時産業合理局（統制委員會及常設諸委員會）

### 三、個別的機關として

① 合理局附屬の臨時委員會（主に中小工業）

② 重要諸産業に関する個別委員會

以上は統制機構を極く廣義に解した場合である。嚴密な意味では、今のところ、産業統制本部は、臨時産業合理局である。内閣調査局は總本部として色彩が無いではないが、官制上、必ずしも産業國策の調査立案に留まらない。各省に對するその権限も必ずしも強力ではない。



右の分類は、便誼に出でたもので、総合的機関と言ひ、中樞、個別的機関と言ふも、これらの間には何れも統一的聯絡があるわけではない。内閣審議會とその調査機関としての内閣調査局とは密接不離のものとして誕生したが、前者は岡田内閣の崩壊と共に廢止され、後者は残存してゐる。況んや、内閣調査局と臨時産業合理局との間には何れも統制上の聯絡も協力も無し。これは勿論兩局の官制の性質に基くものであるが、就中、從來の産業統制の本部たるべき産業合理局の機構上の不備に基くところが大きい。商工省自身合理局の根本的改組を計畫してゐる。(後段参照)

又、公益産業その他の重要産業にして、重要産業統制法によらず、單獨の統制法乃至事業法によつて統制されてゐるものに就てみても、相互間には何等の統一をみない。委員會は當該事務官廳にそれごとく分屬してゐる。

### 第一章 総合的機関

#### 一 内閣審議會(廢止)

内閣審議會は岡田内閣の崩壊と共に廢止された。(嚴密には少し後れて昭和十一年四月十日)同審議會は内閣に隸屬するその外廓機関で、内閣の諮問に應

じ重要國策につき調査審議するを職務とした。併し、本質上は、岡田内閣の國策食困をカムフラージエし、その責任を轉嫁せんがための機関たるに過ぎなかつた。参考までに官制及び廢止直前の委員の名を掲げておく。

#### (一) 官制

- 一 内閣審議會ハ内閣ニ隸シ其ノ諮問ニ應シテ重要政策ニ付調査審議ス
- 一 内閣審議會ハ會長一人、副會長一人及委員十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
- 一 會長ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ
- 一 副會長ハ國務大臣ノ中ヨリ之ヲ勅命ス
- 一 委員ハ練達堪能ノ者ノ中ヨリ簡拔シテ之ヲ勅命ス
- 一 内閣審議會ニ幹事ヲ置ク、内閣書記官長、法制局長官及内閣調査局長官ヲ以テ之ニ充ツ

一 内閣審議會ノ庶務ハ内閣調査局之ヲ掌ル

#### (二) 委員

會長	内閣總理大臣	廣田弘毅
副會長	大藏大臣	馬場銕一



委員

従二、勲一、男爵	山本 達雄	(貴族院議員)
正三、勲一	水野 練太郎	(貴族院議員)
従三、勲一	伊澤 多喜雄	(貴族院議員)
正三、勲一	安達 謙藏	(衆議院議員)
従二、勲二、子爵	青木 信光	(貴族院議員)
従三、勲三、男爵	黒田 長和	(貴族院議員)
正五、勲二	秋田 清	(衆議院議員)
勲三	富田 幸次郎	(衆議院議員)
正六	各務 鎌吉	
従五	池田 成彬	

二、内閣調査局

(一) 組織及事業

内閣調査局は内閣審議會の調査及庶務機關として設置されたが、審議會が廢止されるに及んで、内閣總理大臣の監督の下に純粹な重要國家の調査審議及立

案機關として残るに至つた。

即ち調査局の職能は(一)重要政策に関する調査及び(二)特に内閣總理大臣より命ぜられたる重要政策の審議で、これがため同局は他省に對し必要資料の提出及び説明を要求することが出来る。(官制ノ一)

調査局には局員の外、參與、常任委員、専門委員を置く。これらに就ては官制参照。

調査局は、現在の處、わが産業統制の總本部とは稍し難いが、行く行くはわが經濟參謀本部たるべきものである。現在、調査局には未だ限定された調査對象はなく、その範圍も頗る廣汎に亘つてゐるが、經濟問題が中心たるべきこと、事態の性質上當然である。現に調査局參與にも多數の實業家が名前を連ねてゐる。

調査局が設立以來爲した主だった仕事として次の如きものがある。

- (一) 稅制改革案の立案
- (二) 電力國家管理案の立案



ハ、行政機構、就中、議院制度の吟味

ニ、貿易行政機構の吟味

ハ、東北振興に関するもの（本来は東北局の仕事）

ハ、文化刷新に関するもの（審議會の諮問に對する答申）

内閣調査局官制（昭和十年五月）

一、内閣調査局ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル（第一條）

一、重要政策ニ関スル調査

ニ、特ニ内閣總理大臣ヨリ命ゼラレタル重要政策ノ審査

（三、内閣審議會ノ庶務）

内閣調査局ハ關係各廳ニ對シ調査又ハ審査ニ付必要ナル資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

一、内閣調査局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官 勅任

調査官 專任十五人 委任（内五人ヲ勅任トナスコトヲ得）

書記官 一人 委任（委任調査官ヲシテ之ヲ兼ネシム）

事務官 專任 一人 委任

屬 專任 二十人 判任

一、内閣調査局ニ參與ヲ置キ局務ニ參與セシム

參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

參與ハ勅任官ノ待遇トス 但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇トス

參與ノ任期ハ二年トス 但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルヲ妨ケス

一、内閣調査局ニ常任委員ヲ置キ常時局務ニ參與セシム  
常任委員ハ内閣書記官長及法制局長官ヲ以テ之ニ充ツ

一、内閣調査局ニ專問委員ヲ置キ專問ノ事項ヲ調査セシム  
專問委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者

ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス  
專問委員ノ任期ハ二年トス 但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ



解任スルヲ妨ケス

一 長官ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督ス(但シ第一條第一項第三号ノ事務ニ付テハ内閣審議會ノ會長及副會長ノ指揮監督ヲ承ク)

(二) 職員

長官(心得)

石渡 莊太郎

調査官(兼) 文部省監督官

藤原 助市

(兼) 情報委員會事務官

横溝 光暉

藤田 國之助

飯沼 一省

小濱 八彌

(兼) 大藏省主税局長

山田 龍雄

(兼) 陸軍歩兵大佐

鈴木 貞一

(兼) 海軍大佐

阿部 嘉輔

(兼) 大藏書記官

松野 秀雄

(兼) 文部書記官

阿原 謙藏

(兼) 内務書記官

田中 重之

中村 敬之進

(兼) 東北局長官

桑原 幹根

平木 弘

内田 源兵衛

奥村 喜和男

和田 博雄

山際 正道

橋井 眞

中島 賢藏

平木 弘

竹下 一郎

十五名(姓名略)

屬

常任委員

内閣書記官長

藤沼 庄平



專門委員

法制局長官

從三勲二

次田大三郎

”

澤澤元治

男爵

安藤廣太郎

從四勲三

德積重遠

正四勲三

土方成美

正五勲四

間部彰

”

阿部重孝

從四勲三

高田耕平

正五勲三

東武

從三勲三

有賀光豊

從四勲三

河原田琢吉

從三勲二

久保田敬一

”

栗屋謙

正三勲二

中川吉藏

”

武部敏一

正五勲二

十河信二

正四勲三

小森七郎

”

中西四郎

從四勲四

大藏公望

從四勲四

菊地慎三

從四勲五

高橋雄翁

河上丈太郎

小川太一郎

東畑精一

松本健一郎

前田多聞

膳桂之助

千石與太郎

平田慶吉



從六

數六

正七

從七

正八

勳七

寺田四郎

堀越鎂藏

木村増太郎

石坂泰三

石橋湛山

麻生正藏

市村高彦

飯田清藏

伊藤忠兵衛

豐田利三郎

小畑源五郎

柏木秀茂

高橋龜吉

高木友三郎

高島誠一

武田鼎一

長岡徳治

向井鹿松

山崎靖純

山本忠興

福島喜三

小林晴十郎

阿部賢一

岸本誠三郎

三輪常次郎

下山元一

出俣三郎

月地與四松

八木澤善次

美濃口時次郎



参  
與

海軍次官	長谷川	清	南	岩男
司法次官	長島	毅	奧山	貞二郎
農林次官	長瀬	貞一	正木	千冬
商工次官	竹内	可吉	細野	孝一
逓信次官	富安	謙次	勝間田	清一
鐵道次官	喜安	健次郎		
拓務次官	入江	海平		
正四、勲二	佐藤	寛次		
從四、勲三	中島	彌團次		

正三、勲三	大河内	正敏
正四、勲四	酒井	忠正
正四、勲四	裏松	友光
正四、勲三	池田	宏
正五、勲三	滝	正雄
正四、勲三	中村	藤兵衛
正五、勲四男爵	深尾	隆太郎
從七、	岡谷	惣助
勲八	福澤	泰江
	小林	一三
	庄司	乙吉
	栗本	勇之助
從五、勲四	中村	継男



## 第二章 臨時産業合理局

産業統制の中樞機構として

### 一 組織概要

#### (一) 設立

臨時産業合理局は、謂はゞ、從來のわが國の産業統制の本部であり、中樞であつた。

合理局は昭和五年六月、汝口内閣の臨時産業審議會の答申に基き、商工省の外局として臨時設置された。

合理局官制によれば本局は「商工大臣の管理に屬し其の所管に係る産業の合理化に関する事務を掌る。」極めて莫然とした規定であるが、事實上、合理局の仕事は本來の合理化と、統制との二つに分れる。但し本來の仕事は合理化である。商工省の合理局改組案は、同局を内局化し、恒常化すると同時に、統制方面の強化を計り、合理、統制の二頭立を樹前にしてゐる。

(註) 合理局が本來合理化を中心として設立されたことに就ては次の引用を参照。「世界経済界の状況と我國産業界の實狀に徴し、経済難局を打

解し、國運の進展を圖るが爲に施設すべき事項は、或は関稅政策の運用、或は主要産業の保護助成、或は國産品の使用奨励等素より多々あるが、所謂産業の合理化も亦其の一つである。近時益々熾烈とならんとする各國関稅戦裡に我商品の進出を期するがためには、陳腐なことであるが、廉價にして優良なる商品を作り出すことより外に途のないことは言を俟たないところである。従つて徒らに關稅其の他の政府の保護的施設に狎れて技術の改善、經營の刷新を怠るが如きは最も戒むべきことであつて、所謂合理化の眞の目標も如何にして此の廉價優良なる製品を製造すべきかと言ふ点を外にしては在り得ないのである。政府は昭和五年一月内閣に臨時産業審議會を設けて、産業の合理化其他産業振興に関する重要事項を調査審議せしめて來たが、更に右審議會の決議に基いて、同年六月、特に商工省内に臨時産業合理局を設置して、其の所管に係る産業の合理化に関する事項を掌らしむることになつた。」臨時産業合理局發行「臨時産業合理局の事業」一頁、昭和七年四月。



(二) 事業

第一部と第二部とに分れて為す。  
第一部の主要管掌事項次の如し

- (1) 企業統制
- (2) 科學的管理法の實施
- (3) 産業金融改善

第二部は

- (1) 工業品の規格統一
- (2) 製品の單純化
- (3) 國産品の使用奨励
- (4) 試験研究機関の設備聯絡

以上によつて、合理局の事業が合理化を中心とし、これに統制及び國産奨励を配してゐることが判る。必しも明確とは言へないが、第一部が統制、第二部が合理化の事業を分担してゐると言へる。尤も第一部中、科學的管理法は、純粹の且つ最も重要な合理化である。従つて、合理局の重要性はこの第一部に

在るべきなのである。

(三) 組織

(1) 内部組織(局)

長官は商工大臣。局を二つに分けて第一部、第二部とする。各々一名の部長を置く。外に庶務課、會計課の二課あり。

(2) 顧問及顧問會

右局員の外、顧問を設けて局務を輔けしめ、委員會を設けて重要事項を調査審議せしめる。何れも、民間の實際家及び學識経験ある者を起用する。殊に顧問の如き、名は顧問であるが、事實上、合理局の最高方針は僅か五名より成るこの顧問會で決定し、此の狀態にある。顧問中一名を常務顧問とする。顧問會は原則として一週一回之を開催する。

顧問の顔振れ次の如し

- 大河内正敏
- 松岡均平
- 井坂孝



い) 委員会

委員会としては、統制委員会を始め、常設及び臨時の諸委員会がある。統制委員会は重要産業統制法に基いて設置されたもので、統制機関として、合理局中、最も重要なものである。常設の委員会としては、現在、生産管理委員会、財務管理委員会及び販賣管理委員会の三つがある。臨時の委員会には、更に改善委員会と単純化委員とがある。現在、前者は十、後者は七を数へる。右の委員会の外に、工業品規格統一調査会がある。四部及び整理委員会の五つに分れ、各々さらに若干の小委員会を有する。委員会は凡て第一部に属し、工業品規格統一調査会は第二部に属す。委員会中、統制委員会及改善委員会は統制上の機関であり、単純化委員会及び常設の三委員会は、工業品規格統一調査会と同じく、合理化上の機関と見

ることが出来る。

(四) 職員

合理局官制によれば、合理局の職員は

事務官	専任三人	奏任(内一人ヲ勅任トスルコトヲ得)
技手	専任二人	奏任
属	専任六人	奏任
技手	専任三人	判任

合計専任十四名である。

茲に注意すべきことは局の中心人物たるべき専任の事務官が、僅か三名に過ぎないことである。現在、事務官の總数は十八名中であるが、他の十五名は兼任となつてゐる。商工省各局長及び関係課長がこれに當つてゐる。専任の三事務官は、第一部々長外二名とも第一部に属してゐる。結局合理局の事務に實際たつさはつてゐるのはこの三名だけである。豫算の關係とは言へ如何に内容の貧弱さが想像される。商工省の合理局改善案はもちろんこの点を考慮してゐる。尤も、統制及合理化の調査、立案、遂行には何ら官吏が當るわけではなく、そ



此ぐ専門の顧問會なり、委員會又は調査會なりがあつて、これがその實際に當るわけである。

臨時産業合理局職員

長官 商工大臣 小川郷太郎

事務官 商工次官 竹内可吉

庶務課

課長 大臣官房 秘書課長 菱沼 勇

(外、屬四名、囑託員一名)

會計課

課長 大臣官房 會計課長 牧 猶 雄

(外、屬二名、囑託員一名、兼務二名)

第一部署務官

部長 辻 謹 吾

商務局長 寺尾 進

事務官 野村 信 考

保險局長 後藤 保 清

鑛山局長 大貝 晴 彦

貿易局長 新倉 利 廣

貿易局長 乘杉 研 壽

商政課長 塩谷 野 吉

大臣官房 大島 永 明

鑛山局長 中村 幸 八

鑛山局長 諸井 桃 二

鑛山局長 本郷 壽 次

工務課長 柏村 稔 三

工務課長 神田 暹

工務課長 猪熊 信 二

工務課長 中島 征 帆

工務課長 野見山 勉

外二 屬七名、雇員八名、囑託員四名



第二部事務官

部長

工務局長

小島新一

工業課長

西川 浩

商工技師

佐藤 筈太郎

兼商工技師

富田 應義

島居直三郎

小田 清

外ニ

屬一名、技手三名、雇員八名、嘱託員八名

外ニ 屬一名、技手三名、雇員八名、嘱託員八名

(附)

臨時産業合理局官制(昭和五年六月)

一、臨時産業合理局ハ商工大臣ノ管理ニ屬シ其ノ所管ニ係ル産業ノ合理化ニ関スル事務ヲ掌ル

一、臨時産業合理局ニ長官ヲ置ク

長官ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ

一、臨時産業合理局ニ左ノ職員ヲ置ク

事務官 專任三人 奏任(内一人ヲ勅任ト為スコトヲ得)

技師 專任二人 奏任

屬 專任六人 奏任

技手 專任三人 判任

一、臨時産業合理局ニ局務ヲ輔ケシムル為顧問ヲ置ク

顧問ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

顧問ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ

依ル

一、商工大臣ハ重要事項ヲ調査審議セシムル為臨時産業合理局ニ委員會ヲ置

クコトヲ得

一、各委員會ハ會長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

一、會長及委員ハ商工大臣之ヲ命ス

一、委員會ニ幹事ヲ置ク 商工大臣之ヲ命ス

一、委員會ニ書記ヲ置ク 商工大臣之ヲ命ス



臨時產業合理局組織表

(昭和十一年十一月十日現在)

統制委員會(統制法ニ基クモ)  
(第一部)

第一部(委員會數 六)  
第二部( )

單純化委員會


- 事務用車子及椅子單純化委員會
- アルミニウム製品單純化委員會
- 亜鉛鉄板單純化委員會
- 珪碑鉄器單純化委員會
- 鋼及鋼製品單純化委員會
- 眼鏡單純化委員會

(104)



臨時產業合理局組織表

(昭和十一年十一月十日現在)





## 二、合理局の事業

### 各委員会組織及び事業

#### 概観

合理局の仕事は、以上により、機関中心にみれば次の如くなる。

#### 一、産業の統制（統制委員会、改善委員会）

#### 二、企業の合理化

(1) 企業の経営管理法の改善（常設委員会、改善委員会）

(2) 規格統一及び單純化（工業品規格統一調査會、單純化委員会）

(3) 國産發用の奨励（國産發用委員会——廢止）

右の中、國産發用の奨励については、別に合理局の外に、國産振興委員会なるものを設けて、之に當らしめてゐる。尤も、合理局にも當初國産發用委員会なるものが常設委員会の一つとして設けられたが、現在は廢止されてゐる。

茲に重要なのは勿論、右列記の中、合理局の産業統制機能である。併しこれに移る前に参考までに合理化機能について一通り述べる。



(1) 企業の合理化

一、企業経営管理法の改善

関係機関は三常設委員会と、改善委員会中の小賣業改善調査委員會である。  
（一）常設委員会

（ウ）生産管理委員會は工場の科學的管理法並に之に關聯する重要事項につき、我國一般の工場に對し参考となるべき具體的改善方法を審議し、併せてその成案はこれをパンフレットとして、全國の工場に配布し、その参考たらしむることを以てその任務としてゐる。成案の實施普及のため特に全國的機關として『日本工業協會』が組織せられてゐる。昭和六年五月）

生産管理委員會は當初、その審議項目として三十項目を挙げたが、現在までに十数項目につき成案を得て發表してゐる。その中重要なものを挙ぐれば、「燃料節約」をはじめ、「企業者間の相互啓蒙」「適性考査」「見習工教育の改善」「賃金制度」「作業工程管理の改善」「工場照明」「作業研究」「企業經營上必要な統計」等である。

生産管理委員會は、實際工場管理に従事してゐる者を中心とし、これに工場管理法の研究者、産業心理學者、労働生理學者等を加へて組織される。尚政府側からは内務省社會局部長一名を入れて、同局との聯絡をとつてゐる。

現職員次の如し。

會長	正四 敷三	山下 興家
委員	社會局部長	赤松 小寅
	陸軍技師	石光 眞俊
	海軍中將	坂多野 貞夫
	海軍造兵小尉	日高 鏡一
	東京工業大學教授	関口 八重吉
	東京帝大教授	淡路 円治郎
	鐵道省工作局長	紀伊 壽次
	從四 敷三	神田 孝一
	正八	加藤 威夫



臨時委員

- |       |      |      |      |      |     |      |      |       |      |      |      |     |      |       |        |      |
|-------|------|------|------|------|-----|------|------|-------|------|------|------|-----|------|-------|--------|------|
| 小畑源之助 | 渡邊政徳 | 加藤重男 | 竹尾年助 | 竹崎瑞夫 | 高峰博 | 野田信夫 | 輝峻義等 | 荒木東一郎 | 三村起一 | 臼比勝治 | 古瀬安俊 | 原田武 | 中井秀雄 | 社會局技師 | 傷兵院事務官 | 鐵道技師 |
|-------|------|------|------|------|-----|------|------|-------|------|------|------|-----|------|-------|--------|------|

幹事

商工技師

- |      |       |
|------|-------|
| 益富政助 | 佐藤荃太郎 |
|------|-------|

書記

臨時産業合理化事務官

- |      |         |
|------|---------|
| 猪熊信三 | 二名(姓名略) |
|------|---------|

(四) 財務管理委員會は各種企業における財務管理上必要なる基準方式、例へば、原價計算、財産評價、減價償却に関する一般準則の設立の如きをその任務とする。

委員會は當初十項目の審査項目を決定して、その研究に當り、成案を發表してゐる。

委員會は會計學者と實地經驗家とから成つてゐる。現職員次の如し。

- |    |        |      |
|----|--------|------|
| 會長 | 正大勲大   | 鈴木島吉 |
| 委員 | 東京商大教授 | 吉田良三 |
| "  | "      | 太田哲三 |
| "  | 從四勲四   | 東夷五郎 |
| "  | "      | 渡邊鉄藏 |



臨時委員

永原伸雄  
中村伍七  
魚谷傳太郎

東大教授  
神戸商大教授

田中耕太郎  
原口亮平  
五十嵐直三  
石山賢吉  
小畑源之助  
明石照男

幹事

中島征帆

書記

二名(姓名略)

販賣管理委員會は、販賣、輸送並に事務管理に関する合理化の具体策を審議考究し、之を一般に勸奨することを任務とする。従つて、生産管

理委員會及び財務管理委員と異り、多分に産業統制的機能を有して居る。

委員會は當初、審議事項八十一項目を決定した。大体、(一)販賣問題(機関、形式、計畫、取引條件、特殊問題)、(二)輸送問題(一般、陸上、海上、特殊問題)、(三)事務管理(執務、人事、特殊問題)に大別される。

委員會の最大の勞作は、不正競争防止法及び不當廉賣防止法(共に昭和九年)の法案作製である。その外、決定項目中、契約の標準化、商品の標準化、石炭の統制、商品の流通促進化、倉庫業の統制等につき成案を得てゐる。

販賣管理委員會の現職員は次の如し。

- |    |         |       |
|----|---------|-------|
| 會長 | 從四、勲三   | 中川正左  |
| 委員 | 正五、勲五男爵 | 深尾隆太郎 |
|    | 從七、勲六   | 三橋信三  |
|    |         | 荻野元太郎 |



幹事

商工書記官

中野金次郎

宇原義豊

小林正直

牧 栢 雄

乘杉 研 壽

野見山 勉

臨時産業合理局  
事務官

(三) 小賣業改善調査委員会(臨時委員会)

小賣業改善調査委員会は小賣業改善に関する調査を行ふことを任務とする。前記の販賣管理委員会と重複すると思はれるが、販賣管理委員会が常設委員会たるに反し、小賣業改善調査委員会は臨時的のものであり、前者が廣く商取引一般について調査審議するに對し、後者は純粹に小賣業に限る。

委員会に更に幾つかの特別委員会が設けられる。第一、第二、第三……と言ふ具合に。

商工省が來議會に提出する等の百貨店法及び小賣業金融損失補償制度案は、小賣業改善委員会の調査立案に基くものである。前者は第一特別委員会(組織問題)、後者は第三特別委員会(金融問題)の担当である。

二、規格統一並に單純化  
關係機關は工業品規格統一調査會と数多の單純化委員會である。

(三) 工業品規格統一調査會

工業品規格統一調査會は大正十年四月に創設され、昭和五年六月臨時産業合理局の設置とともに、同局に移管されたものである。

(4) 官 制(大正十年四月)

一、工業品規格統一調査會ハ商工大臣ノ監督ニ屬シ工業品ノ規格統一ニ關スル事項ヲ調査審議ス

一、調査會ハ會長一人、副會長一人及委員七十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス  
前項定員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

一、會長ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ  
副會長、委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學



識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス、

一、調査會ニ幹事ヲ置ク 商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

二、調査會ニ書記ヲ置ク商工大臣之ヲ命ス

調査會は次の四部に分れる

- 第一部 金属材料
- 第二部 金屬以外の材料
- 第三部 電気機械及器具
- 第四部 一般機械及器具

これら四部の内には數十の委員會と、各部共通の委員會（用語委員會）とがある、本會は事業の性質上國際的聯絡の必要から、國際規格統一協會（*Inter national Standards Association.*）に加入してゐる。現在までに行なはる規格統一件数は三百余种に上り、去る十二月十四日の第十五回總會は、更に四十五種の統一項目を決定した。

（四）職員

會長	商工大臣	小川郷太郎
副會長	商工次官	竹内可吉
委員	内閣印刷局技師	矢野道也
	營善管財局技師	大熊喜邦
	陸軍少將	大村矢太郎
	〃	内田莊一
	海軍少將	河内權五郎
	陸軍少將	大塚信照
	海軍少將	平岡礪
	〃	吉成宗雄
	海軍造船中將	山本幹之助
	海軍造天少將	谷村豊太郎
	商工省工務局長	小島新一
	商工省鑛山局長	大貝晴彦
	工業試験所技師	小寺房治郎







臨時委員

荒木 宏	從四位勲四等
松井 清足	正六位勲五等
中原 岩三郎	正六位
大川 平治	正六位勲六等
松方 五郎	勲六等
塩田 泰介	"
藤島 範平	"
阿部 房次郎	正七位勲六等
香村 小録	
納富 盤一	
小平 浪平	
笹村 吉郎	
公莊 惟篤	
陰山 金四郎	

幹事

岡田 重一郎	陸軍航空兵中佐
小林 義治	海軍機関大佐
吉岡 直富	商工技師
森 秀	通信技師
徳永 晋作	鉄道技師
齋藤 俊吉	正五位勲二等
佐野 秀之助	正五位勲四等
鮎川 義介	從六位
渡邊 三郎	勲五等
永田 政吉	
古田 俊之助	
原 全路	
神尾 元雄	陸軍工兵大尉
並河 恒雄	海軍技師



商工書記官 西川 浩  
 " 中村 幸八  
 通信技師 三ツ井新次郎  
 " 星 源三

十名（姓名略）

(四) 單純化委員會

合理局本來の純臨時的の委員會である。現在、用紙標準化（單純化）委員會の外、六つを数へる。既に廢止せられたもの、毛布單純化委員會外二つある。合理局は單純化の必要且つ可能と認められる商品毎に、關係業者、商工會議所等の代表者及びその道の権威者を以て委員會を設けることになつてゐる。

各委員會の現職員次の如し。（委員は一名のみを掲ぐ）

(1) 用紙標準化委員會

會長 合理局顧問 大河内正敏  
 委員 内閣印刷局書記官 上條 勇

外廿一名

幹事

商工技師 佐藤峯太郎  
 合理局事務官 野見山 勉

書記

三名

(2) 事務用卓子及椅子單純化委員會

會長 荻野元太郎  
 委員 陸軍一等主計 栗橋 保正

外九名

幹事

商工書記官 波多江 繁

書記

三名

(3) アルミニウム製品單純化委員會

會長 荻野元太郎  
 委員 陸軍三等主計正 池田 龍男

外十八名

幹事

商工事務官 入江 弘



書記

三名

(一) 亜鉛鉄板單純化委員會

會長

荻野元太郎

委員

陸軍等主計正

栗橋保正

幹事

商工事務官

入江

外十六名

書記

大阪府廳

江里口正行

會長

中野金次郎

外三名

委員

木村增太郎

(二) 瑠璃鉄器單純化委員會

會長

商工書記官

外二十名

委員

東京府商工課

稻島潜

幹事

收

樞男

書記

二名

書記

二名

(一) 銅及眞鍮製品單純化委員會

會長

荻野元太郎

委員

杓浦

外十四名

幹事

東京府商工課

霜島潜

書記

大阪府議事課

青柳秀夫

會長

二名

委員

荻野元太郎

(二) 眼鏡單純化委員會

會長

飯高和介

委員

外十六名

幹事

商工書記官

書記

楠瀬常猪

書記

二名



## (2) 産業の統制

### (一) 概説

臨時産業合理局の産業統制には次の二方面がある。

(1) 重要産業統制法による大工業の統制

(2) 前記改善委員会による中小工業の統制

大工業の統制では、重要産業統制法の運用機関として、前記の統制委員会がある。中小工業の統制は、臨時統制を要する工業につき前記改善委員会を設け、その調査立案に基き、工業組合を通じ、或は新に工業組合を設置せしめて、之に當ることになつてゐる。重要産業統制法施行の事務は勿論合理局に属するが、工業組合法のそれは合理局に属せず、商工省工務局工務課に属する。合理局内に設けられた改善委員会は、工業組合を通じて間接に中小工業を統制することに成る。

従つて、本節では、重要産業統制法及び工業組合法による産業統制の概要を附することにした。

### (二) 重要産業統制法

重要産業統制法（厳密には重要産業の統制に関する法律）は昭和六年四月一日公布、同八月十一日から五ヶ年を限り施行、昭和十一年五月廿七日改正により更に五ヶ年間の施行延長。

本法制定の根本趣旨は「本邦産業界の無統制なる現狀に鑑み、之に適正なる規律統制を與へ、産業界の不安定の根源を除去して斯業を安定せしめ、以て我産業界全体の繁榮を圖らんとするに在る」（臨時産業合理局編「重要産業の統制に関する法律解説」昭和十年一月、一頁）

本法による統制の直接対象はカルテル及ブトラスト（後者は改正により追加）で、これを通じて業界全般の統制を行はんとするものである。

即ち、指定重要産業のカルテル及ブトラスト（又は之と同等の勢力を有する独占企業）は次の場合、これを政府に届け出で、本法の統制を受ける。

カルテル——加盟者の員数が同業者の二分の一以上なるとき、又は加盟者の生産高若は販賣高が同業者の生産高若は販賣高の二分の一以上なるとき（第一條）

（舊法では單に「同業者二分の一以上ノ加盟アルトキ」）



トラスト及類似——其の生産高又は販賣高が當該産業に於ける生産高又は販賣高の二分の一以上を占むるもの（第二條ノ四）

次に本法による統制内容は、カルテルに關しては助成と取締の二方面に分れ、トラストに就ては取締の一方面に限られてゐる。

一、助成方面（カルテル）

(1) 統制命令——政府前條ノ統制協定（カルテル）ノ加盟者三分ノ二以上ニシテ其ノ生産高又ハ販賣高が加盟者ノ生産高又ハ販賣高ノ三分ノ二以上ヲ占ムルモノノ申請アリタル場合ニ於テ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ル為特ニ必要アリト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ尚該統制協定ノ加盟者又ハ其ノ加盟セサル同業者ニ對シテ其ノ協定ノ全部又ハ一部ニ依ルヘキコトヲ命スルコトヲ得（第二條）

（舊法では單に「加盟者三分ノ二以上ノ申請アリタル場合」）

新設擴張の制限——政府生産制限又ハ操業短縮ニ關スル協定ニ付

前條ノ命令ヲ發シタル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ統

制委員會ノ議ヲ經テ其ノ命令ノ効果ヲ有スル期間ヲ限り當該産業ニ於ケル企業ノ新設又ハ生産設備ノ擴張ニ付命令ヲ以テ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

二、取締方面（カルテル及トラスト）

公益規定——政府第一條ノ統制協定又ハ前二條ノ規定ニ該當スル者ノ生産若ハ販賣ノ數量、販賣價格若ハ之ニ影響ヲ及ボスベキ取引條件カ商品ノ円滑ナル供給ヲ妨ケ又ハ不當ニ價格ヲ騰貴セシメ若ハ價格ノ低落ヲ阻止シ其他當該産業若ハ之ト密接ナル關係ヲ有スル産業又ハ一般消費者ノ公正ナル利益ヲ害スルト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ其ノ変更又ハ取消其他公益上必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得（第三條）

（舊法——主務大臣第一條ノ統制協定カ公益ニ反シ又ハ當該産業若ハ之ニ密接ナル關係ヲ有スル産業ノ公正ナル利益ヲ害スルト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ其ノ変更又ハ取消ヲ命スルコトヲ得）



現在、重要産業として指定されたものは、綿糸紡績業以下合計二十四種を  
数へる。尤も、鉄鋼業だけでも六種に分けられてゐる。夫々の部門につき、  
その統制団体名、その協定事項、加盟者及び非加盟者等を表示すれば次の如  
し。



指定重要産業ニ於ケル統制現況一覽（昭和十一年七月二十日現在）

臨時産業管理局

業種	協定事項	同業者数		統制団体	備考
		加盟	非加盟		
綿絲紡績業	一、生産制限	七一	二	大日本紡績聯合會	非加盟者中ニ休業中ノモノ一者ヲ含ム
絹絲紡績業	一、取引先制限 一、生産制限	一二	一	絹紡工業會	
人造絹絲製造業	一、取引先制限	一九	二	日本人絹聯合會	
洋紙（印刷用紙、筆記用紙、圖書用紙、複寫紙及新聞用紙） 製造業	一、生産制限	一一	一	管 理 會 （日本製紙聯合會）	新聞用紙ニ付テハ協定ナシ
板紙（五オンス以上ノモノ） 製造業	一、生産制限 一、販賣價格	二一	一	日本板紙同業會 （黄板紙）	非加盟者中ニ休業中ノモノ一者ヲ含ム
製 造 業	一、販賣價格	一五	〇	茶板紙統制會	加盟者中ニ休業中ノモノ一者ヲ含ム
カーバイド製造業	一、生産制限（設備、増設制限） 一、共同販賣	一八	六	カーバイド組 合	加盟者中ニ休業中ノモノニ者及目下販賣セザルモノ一者ヲ含ム
晒粉製造業	一、生産制限 一、共同販賣	一四	五	晒粉販賣株式會社	
硫酸製造業	△共同販賣 一、共同販賣	九 五	二一	東部硫酸販賣株式會社 ●関西硫酸販賣株式會社	兩共販ハ販路ニ關スル協定ヲ締結シ居レリ
酸素製造業	一、販賣價格 一、販賣比率	二〇	九	酸素全國聯合會	北海道、東京、名古屋、大阪、神戸及九州ノ大地方ニ夫々共同事務所ヲ設ケ上記ノ協定ヲ實施シツツアリ
硬化油製造業	一、共同販賣	一〇	〇	日本硬化油同業會 ●硬化油販賣株式會社	増産中止協定加盟者中ニ目下工事進行中ノ新設會社一者ヲ含ム
セメント製造業	一、生産制限 一、注文割當 一、販賣價格 一、販賣比率 一、共同販賣（朝鮮）	一八 一七 一六 一六 一六	六 六 七 六	セメント聯合會 日本セメント輸出協會	非加盟者大者中一者ハ生産制限及販賣價格ニ關スル協定ニ加盟ス外ニ混合セメント専門ノ業者一者アリ
小麥粉製造業 （日産能力五百パール以上ノモノ）	一、販賣價格 一、販賣比率及數量	七	七		日清、日本、日東、三者ヲ製粉共販組合、東部製粉共販組合ヲ組織シ共同販賣等ニ關スル協定ヲ實行シ米リシガ昭和十年七月十八日限右組合ヲ解散シ現在ハ統制協定ナシ
二硫化炭素製造業	一、生産制限	八	一四	硫炭同業會	加盟者中ニ休業中ノモノ一者ヲ含ム
精糖製造業	一、生産制限	五	一	日本糖業聯合會	
銑鉄製造業 （高爐ヲ以テ常時月産三十 萬以上ノ生産ヲ爲スモノ）	一、生産數量、割當 一、販賣價格 一、共同販賣	七 五 三	九 五 一	合金鉄共同組合 鋼材聯合會 関東鋼材販賣組合	日鉄ト統鉄共販トハ輸入及ビ販賣ニ關シ協定シ居ルノミナルヲ以テ現在ハ統制法第一條第一項ニ該當スル統制協定ナシ 加盟者中ニ休業中ノモノ一者ヲ含ム 非加盟者中一者ハ加盟者中ニ者ニ委託販賣ヲシ居レリ尚非加盟者中一者ハ自家用ノモノヲ製造シ居レリ 丸鋼及平鋼ニ付テハ協定ス 凡鋼ニ付テハ協定ス
合金鉄製造業	一、共同販賣	七	九	合金鉄共同組合	
棒鋼製造業 （自製鋼塊ヲ用キテ常時月 産百以上ノ生産ヲ爲スモノ）	一、生産數量、割當 一、販賣價格 一、共同販賣	五 三	五 一	鋼材聯合會 関東鋼材販賣組合	



酸素製造業	一 販賣比率	二〇	九	酸素全國聯合會	及九州、大地方ニ夫々共同事務所ヲ設ケ上記ノ協定ヲ實施シツツアリ
硬化油製造業	一 共同販賣	一〇	〇	●日本硬化油同業會 ●硬化油販賣株式會社	増産中止協定加盟者中ニ八目下ニ事進行中、新設會社一者ヲ含ム 非加盟者六者中一者ハ生産制限及販賣價格ニ關スル協定ニ加盟ス外ニ混合セメント専門業者一者アリ
セメント製造業	一 生産制限 一 注文割當 一 販賣價格 一 販賣比率 一 共同販賣(朝鮮)	一八 一七 一七 一六	六	セメント聯合會	日清、日本、日東、三者ニテ製粉共販組合、東部製粉共販組合ヲ組織シ共同販賣等ニ關スル協定ヲ實行シ來リシガ昭和十年七月十八日限右組合ヲ解散シ現在ハ統制協定ナシ
小麥粉製造業 (日産能力五百ハレル以上、モノ)	一 販賣價格 一 販賣比率及數量	八 一四	一四	硫炭同業會	加盟者中ニ八林業中、モノ一者ヲ含ム
二硫化炭素製造業	一 生産制限	五	一	日本糖業聯合會	日鐵ト鐵製共販トハ輸入及輸出ニ關シ協定シ居ルノミナルヲ以テ現在ハ統制法第一條第一項ニ該當スル統制協定ナシ
精糖製造業	一 共同販賣	七	九	合金鉄共同組合	加盟者中ニ八林業中、モノ一者ヲ含ム 非加盟者中一者ハ加盟者中一者ニ委託販賣ヲ才居レリ尚非加盟者中一者ハ自家用ノモノニ製造シ居レリ
銑鉄製造業 高爐ヲ以テ常時日産三十 厩以上ノ生産ヲ爲スモノ	一 生産數量、割當 一 販賣價格	五 五	五	鋼材聯合會	凡鋼ニ付テハ協定ス
棒鋼製造業 (自製鋼塊ヲ用キテ常時月 産百厩以上ノ生産ヲ爲スモノ)	一 共同販賣	三	一	關東鋼材販賣組合	凡鋼ニ付テハ協定ス
山形鋼製造業 (常時月産百厩以上ノ生産 ヲ爲スモノ)	一 共同販賣	四	四	中野山形鋼共同販賣組合	
鋼板製造業 (常時月産百厩以上ノ生産 ヲ爲スモノ)	一 共同販賣	四	四	日本厚板共同販賣組合	
線材製造業	一 共同販賣	二	三	中板共同販賣組合	
鋼又ハ眞鍮ノ壓延板 (「セパ」又ハ「ノット」稱スル モノヲ除ク)	一 共同販賣	二	六	日本線材共同販賣組合	伸鋼協會ハ單ナル懇親的團體ニシテ未ダ統制協定ヲ實施セズ
揮發油製造業又 ハ揮發油販賣業 (常時月産十方厩以上ノ製 造又ハ販賣ヲ爲スモノ)	一 共同販賣	四	二	●石油聯合株式會社	
麥酒釀造業	一 増産中止 一 共同販賣 一 販賣價格其ノ他之ニ影響 ヲ及スベキ取引條件	二 三 三	二 一	●麥酒共同販賣株式會社	大日本、麒麟、兩者ニテ組織ス 大日本、麒麟、櫻、三者間ニ於テ協定ス 大日本、麒麟、東京、三者間ニ於テ協定ス
石炭鑛業又ハ 石炭販賣業 (常時年額十五萬厩以上ノ 生産又ハ販賣ヲ爲スモノ)	一 送炭調節 一 煤噸炭輸入數量 一 共同販賣	二五 二六	六 一三	石炭鑛業聯合會 ●昭和石炭株式會社	

備考

一、●印アルモノハ統制法第二條ノ三ノ規定ニ該當スルモノナリ  
一、△印アルモノハ統制法第一條第一項ノ規定ニ該當セザルモノナリ



### 三、統制委員會

統制委員會は重要産業統制法に基き、昭和六年同法の公布とともに設置され、同法に規定され、統制委員會の職務は次の如し。

- 一、重要産業の種類決定（第一條第二項及第二條第四項）
- 二、第二條の所謂統制命令發動及新設擴張の許可の議定（第二條）
- 三、第三條の所謂公益的統制命令發動の議定（第三條）

即ち、統制委員會は、統制すべき重要産業を決定し、統制命令及び公益規定發動のための審議機関であつて、重要産業統制法の運用は全くこの統制委員會の如何に懸つてゐる。

統制委員會は商工大臣を會長に仰ぎ、委員十八以内を以て組織する。政府委員は社會局長官はじめ商工、農林の次官、参與官を以て之に充て、民間委員は謂ゆる學識経験ある者の中より之を選定する。

實際の委員の顔振れをみれば、若干の學者及び政治家を除き、大部分は實業家又はこれに準ぜらるべき人物である。純然たる消費者及び労働者階級を代表すべき人物は除外されてゐる。政府委員、學者及び政治家によつて若干



代表されてゐると言へるが、實際は、勿論實業家の勢力が決定的である。

このことは同委員會の過去の業績が之を證明する。何よりも同委員會は表面上これ迄に仕事らしい仕事をしてゐない。重要産業の種類決定は措くとして、肝心の統制上の仕事としては、昭和九年十一月、セメント事業に對する統制命令の發動くらゐのものである。完全なカルテル的獨占の下にあるビール、紙の諸工業に對する公益規定の發動は、見るべくして遂に見られなかつた。

尤も、消費者並に労働者側の代表を委員會に加へたからと言つて、大工業の公益的統制が直ちに強化されるわけでもない。よしんば強化されたにせよ、そのため却つて工業的發展が阻害されるが如きことあれば、角を矯めて牛を殺すの譬へに漏れなとは言はねばならない。

併し、諸工業全般について同じと言ふわけではなく、この点、軍需工業と消費財生産部門とは殊に區別して考へなければ不可ない。問題がこゝまで發展すれば、議論は統制委員會ではなくて、重要産業統制法をどうするかと言ふことになる。筆者の意見を簡単に述べておけば、謂ゆる重要産業中、時局的

工業はこれを獨立せしめて、特殊の統制法とこれに基いて特殊の統制機關を設け、それ以外のものを總括的に一般法（重要産業統制法）を以て之を統制する。その他の諸工業の或るものもこの中に新たに入れる。

統制委員會官制（昭和六年八月）

一、統制委員會ハ商工大臣ノ監督ニ屬シ昭和六年法律第四十号<sup>註</sup>第一條第二項、第二條及第三條ノ規定ニ依リ其ノ権限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審

議ス

委員會ハ前項ノ外關係各大臣ノ諮問ニ應シ重要産業ノ統制ニ関スル事項ヲ調査審議ス

一、委員會ハ會長一人委員十八人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

前項定員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

一、會長ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者及關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

一、委員會ニ幹事ヲ置ク 商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス



一、委員會ニ書記ヲ置ク 商工大臣之ヲ命ス  
委員次ノ如シ

會長	商工大臣	小川 郷太郎
委員	社會局長官	廣瀬 久忠
	農林大臣	長瀬 貞一
	商工政務次官	池田 秀雄
	商工次官	竹内 可吉
	商工參與官	寺島 權三
	正四位勳一等	岡 實
	正三位勳一等	依 孫一
	從四位勳三等	高田 保馬
	從三位勳三等	本位田 祥男
	正四位勳三等	岡部 長景
	男	松岡 均平
	勳四等	磯村 豊太郎

明治六年生 大毎取締役會長 産額 中央會理事  
失業救済委員會委員 百貨店 委員會委員  
明治二年生 衆議院議員、元商工大臣  
明治十六年生 文博 京大教授  
明治廿五年生 経博 東大教授  
明治十七年生 貴族院議員  
明治九年生 法博 三菱顧問  
明治元年生 貴族院議員  
北海道炭礦鐵道社長、日本製鋼所會長

從二位勳三等	青木 信光	明治二年生 貴族院議員
從三位勳二等	郷 誠之助	慶應元年生 貴族院議員
男	堀切 善兵衛	明治十五年生 家族院議員
從四位勳二等	勝 正憲	明治三年生 貴族院議員
正四位勳二等	稻畑 勝太郎	文久三年生 貴族院議員 船細商店 日本米料製造各社長
正六位勳三等	坂田 幹太	明治十二年生 川崎造船理事
從四位勳四等	松村 光三	明治十五年生 衆議院議員
正五位勳四等	串田 万藏	慶應三年生 三菱合資總理事
正六位	結城 豊太郎	明治十年生 興銀總裁
從六位勳六等	奥村 鹿太郎	明治四年生 蚕糸貿易商
勳八等	鑄谷 正輔	明治三年生 川崎造船專務
	緒方 竹虎	大朝常務 東朝主筆
	青木 鎌太郎	明治七年生 名古屋商工會議所副會頭 中央信託 千代田信託取締役
	石橋 湛山	明治十七年生 東洋經濟新報專務兼主筆
	長岡 徳治	明治二十年生 三菱専事、三菱經濟研究所理事

臨時委員



幹事

商工務局長

小島新一

礦山局長

大貝晴彦

臨時産業合理局  
事務官

辻 謹 吾

(外ニ書記四名)

(四) 改善委員會(工業組合による統制)

臨時産業合理局の今一つの産業統制は中小工業の統制である。それが為、業態別に夫々同業者を集めて臨時委員會——改善委員會を設ける。

改善委員會は民間同業者からのみなり、合理局事務官その他若干の官吏が幹事として、其の事務に當つてゐる。合理局は單にインシヤクを取つて、統制協定を實行するやう、業界に斡旋の勞を取るののである。

この場合、多くは工業組合を組織せしめて、統制の實際に當らしめるが、改善委員會と工業組合とは、法制上、何等關係はない。この点重要産業統制法とこれに基いて設けられた統制委員會との關係と異なる。

合理局設立後、最初に改善委員會を設けたのは、輸出綿布工業、羊毛工業、

過磷酸肥料工業及び造船業であるが、造船業を除き外は全部廢止された。全期を通じて設置された改善委員會の数は二十三、その中十三は廢止され、現在、十の委員會が存在してゐる。

工業組合は、周知の如く、主として中小工業者の組合で、共同設備によつて同業者の相互利益を計り、延いて當該事業の維持發展を目的とする。工業組合法(大正十四年九月施行、昭和六年改正)が施行されて以來、今日迄十一年、現在總數八六二組合の設立を見、内四七の聯合會を數へるに至つてゐる。(昭和十二年一月廿日現在)綿織物の一二一組合(内七聯合會)を最高とし、現在百種の重要商品に及んでゐる。



第三編 産業統制機構 (其の二)

—— 單行法に依る重要産業の統制 ——



概説

大産業中、特に重要且重大なものに就ては、前記重要産業統制法に依らずに、或は、同法の外に更に單獨の法律を以て之を統制する。事業法乃至統制法（又は特別会社法）の名を以て、而して、これらの法律には凡て、その運用機関——主務大臣の諮問機関——として委員会が附設されてゐる。

中には、併し、重要産業統制法と單行法との二重の統制を受くるものもある。蓋し、前者はカルテル、トラストの如き独占体を直接の統制対象とするに對し、後者は、寧ろ當該産業全般の統制を目標とするからである。

單行法及び之に附設する委員会並にその管轄官廳（括弧内は主務局課）を一覽すれば次の如し。

鉄鋼業、日本製鉄株式会社法——製鉄事業評價委員会——商工省（礦山局鉱政課）  
（昭和八年九月施行）

外ニ製鉄事業奨励法（大正十五年）

電氣事業、電氣事業法——電氣委員会——逓信省（電氣局整理課）

（昭和七年十二月施行）

外ニ東北電力株式会社法（昭和十年五月公布）——内閣東北局



石油その他燃料、石油業法——石油業委員会

——商工省(鉱山局燃料課)

(昭和九年三月公布)

(帝國燃料興業會社法)

(計畫中)

瓦斯事業

瓦斯事業法(昭和六年七月十五日施行)——瓦斯事業委員会

商工省(工務局監督課)  
内務省

肥料業

重要肥料業統制法——肥料業委員会

(昭和十一年十月施行)

商工省(工務局工政課)  
農林省(農務局肥料課)

外ニ、肥料取締法(明治四十一年四月)

肥料改良奨励規則(大正十年四月)

肥料配給改善規則(昭和五年八月)

農林省(農務局肥料課)

自動車工業自動車製造事業法——自動車製造

(昭和十一年五月公布)

——商工省

尚ほ、本編では関係産業の重要性に鑑み、成るべく民間側の自治的統制機構をも一覽し、簡単な説明を加へることにした。尤も、説明は各産業の中樞機關

にのみ止めた。

又、石炭礦業は未だ、單行法による統制を受けておないが、その重要性に鑑

み、これを附することにした。



## 第一章 鐵鋼業

鐵鋼業は、一般的及び特殊的の統制を受けてゐる。一般的には、重要産業統制法の規定を受け、特殊的には、日本製鐵株式會社法によつて統制されてゐる。尚ほ、製鐵業獎勵法（大正十五年）があつて、我が鐵鋼業は納税上種々の得点を享有してゐる。現在の處、政府當局の鐵鋼國策は謂ゆる日鐵中心主義の範圍を出でない。

### 一 國家的統制機構

#### (I) 日本製鐵株式會社

##### (一) 一所七社合同

日本製鐵株式會社は當初一所五社合同によつて昭和九年一月設立され、次に二社の追加合同を見た。一所五社とは、八幡製鐵所、富士製鐵、釜石鉱山、鞍山製鐵、三菱製鐵、九州製鐵であり、後の二社とは東洋製鐵と大阪製鐵である。日鐵の設立により、従來の我が鐵鋼政策はカルテル的統制からトラスト的統制に進み、政府當局の鐵鋼國策も謂ゆる日鐵中心主義となつた。

##### (二) 會社の性質



日本製鉄株式会社は「本邦に於ける製鉄事業の確立を圖る」を以て目的とする（日本製鉄株式会社法第一條）半官半民（第三條）の國策會社で、株式總數の二分の一以上を政府が所有せねばならぬ。（第五條）

政府は日鉄の業務を監督し（第六條）、そのため特に監理官を置く（第七條）。主務大臣は監督上（第八條）、軍事上その他公益に必要なる命令を為すことが出来る。

會社重役の選任及解任、定款の変更、利益金の處分、社債の募集、合併並に解散の決議は主務大臣の認可を必要とす。（第十條）。主務大臣は重役改任権を有する（第二十條）。

(三) 組織

日鉄の資本金、株數、重役、株主は次の如し。

△株式資本	
公称資本金	三四五九四〇、〇〇〇円
拂込資本金	三四五九四〇、〇〇〇円
株數	六九一八〇〇〇株

内政府株主數

五六八三九〇〇株  
二六名

△重役		所有株數
社長	中井勸作	二〇〇株
常務	野中鶴雄	一〇〇株
	保倉熊三郎	一〇〇株
取締役	渡邊義介	一〇〇株
	黒田泰造	一〇〇株
	景山齊	一〇〇株
	磯村豊太郎	一〇〇株
	收田環	一〇〇株
	秀村小録	一〇〇株
	洪澤正雄	一〇〇株
	松本建次郎	一〇〇株
	松田貞岩郎	一〇〇株



取締役	吉田 豊彦	一〇〇株
"	荒城 二郎	一〇〇 "
"	米山 辰夫	一〇〇 "
"	井上 匡四郎	一〇〇 "
常任監査役	太田 嘉太郎	一〇〇 "
監査役	樺山 葵輔	一〇〇 "
"	西村 小次郎	一〇〇 "
"	洪田 彪	一〇〇 "

以上二十名の重役の外、政府及び五社が株主となつてゐる。所有株数次の如し。

政 府	五六八三九〇株
釜石鉱山	四五九八八〇 "
三菱製鉄	三四一一四〇 "
輪西製鉄	二三二二四〇 "

九州製鋼	一四四、〇八〇
富士製鋼	五五、四六〇

(II) 製鉄事業評價委員會 (備考) 大阪製鉄は買収合併

(一) 職能

製鉄事業評價委員會(昭和八年九月)は日本製鉄株式会社法第十二條及第十三條に基いて設立されてゐる。

日鉄法第十二條 主務大臣商法第二百十二條ノ二ノ決議(現物増資の場合に於ける評價の決議)ノ認可ヲ為サントスルトキハ出資ノ目的タル金錢以外財産ノ價格及之ニ対シテ興フル株式ノ數ニ付製鉄事業評價審査委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス合併ノ決議又ハ製鉄事業ノ譲渡ノ認可ヲ為サントスル場合ニ於ケル合併比率又ハ譲渡價格ニ付又同シ

同委員會の職務は即ち、製鉄事業の合併に當り、合併すべき製鉄会社の評價を行ふことにある。本委員會は既に、日鉄の設立に當りても合同各社の評價を行つてゐる。又、将来合同の場合に於ても本委員會が評價の任に當る。



(二) 組織及び権限

官制

一 製鉄事業評價審査委員会ハ商工大臣ノ監督ニ属シ日本製鉄株式会社法第十二條及第二十七條第二項ノ規定ニ依リ其ノ権限ニ属セシメタル事項ヲ調査審議ス

委員会ハ前項ノ外商工大臣ノ諮問ニ應ジ日本製鉄株式会社ノ譲渡シ又ハ譲受クル重要財産ノ評價ニ付調査審議ス

一 委員会ハ會長一人委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

前項定員ノ外臨時必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

一 會長ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

一 委員会ニ幹事ヲ置ク 商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

三 職員

會長

商工大臣

小川郷太郎

委員

大藏次官

川越文雄

大藏省主税局長

廣瀬豊作

陸軍次官

梅津美治郎

海軍次官

長谷川清

商工次官

竹内可吉

逓信省局長

大貝晴彦

貴族院議員

男爵赤松範一

衆議院議員

子爵大久保立

興銀總裁

田島勝太郎

正三位勲二等

田尻生五

正三位勲三等

結城豊太郎

正六位勲六等

依國一

正四位勲三等

大河内正敏



臨時委員  
幹事

正三位勲二等  
從三位勲二等  
從四位勲四等  
管轄管財局理事  
大藏省書記官  
管轄局書記官  
商工書記官

書記

齊藤大吉  
服部漸  
東 英五郎  
江口 順一  
入江 昂  
原口 武夫  
大島 永明  
牧 植雄  
中村 幸八  
四名(姓名略)

二、自治的統制機構

(1) 概説

我が鉄鋼界は網の目のやうなカルテルが交錯してゐる。大戦後の急激な反動の結果、民間企業は手厚い保護獎勵によつて漸く餘命をつないだ。この間、大

正十一年には製鉄懇話會が設置され、大正十四年現在の鉄鋼協議會によつて代  
りれるに及んで、わが鉄鋼界はカルテル的統制の第一歩を踏み出したのである。  
現在の鉄鋼カルテルを設立順に列記すれば次の如し。(×印は重要産業統制  
法の統制を受くるもの)

名 称	設立年月	主要協定
鉄鋼協議會	大正十四年十一月	共販、規格
× 関東鋼材販賣組合	昭和二年十一月	生産割当、共販
製鋼共同購買会	" 三年九月	共購、規格
× 鋼材联合会	" 四年四月	生産割当、價格
日本鑄鉄管合資会社	" 五年七月	共販
× 中板共同販賣組合	" 五年十月	"
× 日本線材共販組合	" 五年十月	"
× 日本厚板共販組合	" 六年二月	"
× 中型山形鋼共販組合	" 六年三月	"
國産放熱器会社	" 六年四月	"



日本改熱器業組合

昭和七年四月

生産、販売

銑鉄共同販売株式会社

七年八月

共販

鉄管継手販売会社

九年四月

生産、共販

瓦斯管販売会社

九年十月

共販

以上、銑鉄共同販売株式会社を除き残は全部鋼材部門である。

以上の外、日鉄設立により解消せるものに次の三つがある。

條鋼分野協定会（昭和二年四月創立）

小型山型鋼共販会社（昭和六年三月創立）

日本黒鉄共販組合（昭和六年三月創立）

以下、主要カルテルに就き簡単に説明する。

(II) 鉄鋼協議會（中央機関）

(一) 組織及事業

鉄鋼協議會は我が官民鉄鋼界の總司令部格に當る。鉄鋼カルテルの上に立ち、且つ對外的（政治的）に鉄鋼界を代表する。各カルテルの設置に當つて、その産婆役を努めた。けだし、各部門カルテルの全メンバーを網羅し、従つて我が

主要鉄鋼会社（現在二十三社）の凡てを含んでゐる。以下簡単に説明する。

(1) 目的—會員同心協力して本邦鉄鋼業の発達を計り、市價を安定せしめ、

進んで製品の海外輸出を促進し、斯業の基礎を鞏固ならしめる（定款第一條）

一 條）

(2) 會員—製銑、製鋼及圧延業の全部又は一部を営む者

(3) 事業—（第三條）

一、原料の確保及其經濟配供給を計る事

二、工場設備並ニ經營組織を改善し廉價生産に力する事

三、従業員の能率増進を計る事

四、製品の分野を調節し、重複作業を避け生産を單純化し産額の増加を計る事

五、原料共同購買の方法に依り生産費の低減を計る事

六、製品共同販売の方法に依り需給を調節し冗費の節約を講ずる事

七、製品規格の統一を計る事

八、斯業に関する諸般の調査に力め事業の発達に資する事



九 作業技術の研究に關し互に聯絡を計り應用に便する事

一〇 輸出入統計の改善を計る事

一一 政府其他に対し本会の目的を達するに必要なる建議又は交渉を行ふ事

事

右列記の事業中には失敗、共購等の如く普通カルテルの行ふ事業が挙げられ  
てゐるが、實際は行つておない。現在のところ、常時は統計の作製を主要事業  
とし、臨時的には鉄鋼会社の中央聯絡機關として、前記諸事業を行ふ。殊に、  
鉄鋼政策に關しては、鉄鋼界の代表機關として、政府その他に建議し、交渉す  
る。文字通り、鉄鋼協議会である。

（二）會員

鉄鋼協議会の會員は九の二十三会社である。

日本製鉄株式会社

代表者

社長

中井勸作

常務

保倉熊三郎

景山

齊

中松真卿

牧田環  
香村小録  
松田貞治郎  
渋谷正雄  
福田庸雄  
北村保太郎

日本製鋼所

代表者

取締役

石塚条藏

日本鋼管

代表者

副社長

白石元治郎

取締役

今泉嘉一郎

常務

松下長久

間島三次

東京鋼材

代表者

松田貞治郎



大島製鋼所

代表者 副社長

藤村 蓋

吾婦製鋼所

代表者 社長

長谷川 太郎吉  
石田 直吉

鶴見製鐵造船株式会社

代表者

青岡 栄之助  
高橋 正雄

住友金屬工業株式会社

代表者 社長

鈴木 紋次郎  
大村 正篤

小倉 正恒

古田 俊之助  
荒木 宏  
春日 弘

中山製鋼所

代表者

木下 亮吉  
矢島 富造

大阪製鋼株式会社

代表者

中山 幸

高石 義雄  
高石 勝男

石川製鋼所(合名会社)

代表者

植松 益一  
成瀬 徳次  
植松 良一

富永鋼業株式会社

代表者

富永 良三  
松本 七郎

尼崎製鋼所



代表者

井上長太夫  
浅野義夫

大阪製鋼株式会社

代表者

社長  
専務

北島安太郎  
鶴間正祐

日本亜鉛鍍鋼業株式会社

代表者

田中徳松  
小森富作

神戸製鋼所

代表者

社長  
常務

田宮嘉右衛門  
浅田長平

川崎造船所

代表者

専務

川崎芳熊  
野村千助

徳山鉄板株式会社

代表者

社長  
専務

岩井雄二郎  
灰田一太

浅野小倉製鋼所

代表者

社長  
専務

浅野總一郎  
末兼要

東海鋼業株式会社

代表者

取締役

大橋不二雄

大倉鉄業株式会社

代表者

島岡亮太郎  
大崎新吉

昭和製鋼所

代表者

社長

伍堂卓雄  
南治之助  
難波秀吉







(附)

鋼材聯合會

設立 昭和四年四月

目的 ① 民間分野の丸鋼及び平鋼の生産統制

② 要すれば價格統制

會員

日本鋼管株式会社

大阪製鉄株式会社

日鉄  
日金石  
日富士

神戸製鋼所

浅野小倉製鋼所

吾孺製鋼所

統制概要

(1) 丸鋼及平鋼に関しては完全カルテルで、一人のアウトサイド無し。

(2)

生産割當は、需給状態を調査して需要を査定し、三ヶ月間を一期として、各會員に割當てる。

(3) 委員會の決議により各社共通の最低又は最高販賣價格を定める。  
役員

委員長

日本鋼管副社長

白石元治郎

委員

日鉄

北村保太郎

日鉄

阿部雅雄

吾孺製鋼所社長

清岡栄之助

神戸製鋼所社長

田宮嘉右衛門

浅野小倉製鋼所専務

末兼要

(三)

関東鋼材聯合會

設立 昭和二年十一月

目的 ① 民間分野の丸鋼の関東三社の生産協定及共同販賣

② 製鉄所分野丸鋼の委託販賣

會員 ① (謂ゆる関東三社)



役員

日本鋼管株式会社  
日鉄 (旧釜石鉱山  
旧富士製鋼  
吾娣製鋼所)

常務理事 日本鋼管常務  
理事 日鉄理事

日鉄理事 間島三次  
吾娣製鋼所社長 北村保太郎  
青岡栄之助 阿部雅雄

(三) 中型山形鋼共販組合

設立 昭和三年六月  
目的 五〇耗乃至百耗の等辺山形鋼と中型不等辺山形鋼三種につき、生産協  
定と共同販売を行ふ。

役員

日鉄 (旧八幡製鉄所)

(四) 日本厚板共販組合

設立 昭和六年二月  
目的 鋼板六耗以上の生産協定及び共同販売  
役員

日鉄 (旧八幡製鉄所)

川崎造船  
浅野造船  
東海鋼業

(五) 中板共販組合

設立 昭和五年十月  
目的 鋼板一耗以上六耗未満の生産協定及び共同販売  
役員

割当率

三五%  
三〇%  
三〇%  
五%



日鉄（旧八幡製鉄所）  
東海鋼業

(六) 日本線材共販組合

設立昭和五年十月

目的 Ⅱ極軟鋼線材五耗半の生産協定及び共同販売  
会員

神戸製鋼所

日鉄（旧八幡製鉄所）

## 第二章 電氣事業

### 一、國家的統制機構

#### (1) 電氣事業法

電力統制の機構としては、電氣事業法と、これに基づく電氣委員会が主務大臣の諮問機関として存在する。他方、民間側の自治的統制機関として電力聯盟がある。尚ほ、國策会社の一つとして、東北振興電力株式会社があり（これに就ては東北振興の項参照）電氣事業者及関係業者の組織する業界の聯絡代表機関として電氣協会がある。電氣事業法は（昭和六年四月公布、昭和七年十二月施行）名は事業法であるが、國家（主務大臣―逓信大臣）による統制機能を多分に含有してゐる。寧ろ、他の諸統制法より以上の強力な統制権が同法によつて主務大臣に與へられてゐる。

今、統制條項を列記すれば次の如し。

#### 一、公益規定

第二十四條 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムル場合ニ於テハ電氣設備ノ敷  
用ヲ増進シ又ハ電氣ノ需給ヲ調節スル為電氣事業者ニ對シ電氣工作物  
トシ。



ノ施設、変更若ハ共用、電気ノ流用又ハ工事ニ関スル期間ノ伸縮ヲ命  
スルコトヲ得

第十七條 電気事業者電気料金其ノ他供給条件ヲ設定シ又ハ変更セントスル  
トキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ（料金その他  
供給条件ノ認可制）

主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ電気事業者ニ對シ電気料金  
其ノ他供給条件ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

（註）料金認可制は同法施行後五ヶ年間実施延期となり、昭和十二年十二  
月より実行されることに成つてゐる。

二、國家又は公共團體による電力供給事業の買収

第二十九條 國ハ公益上ノ必要ニ因リ第一條第一号又ハ第三号ノ事業ハ電力  
供給事業）ヲ買収スルコトヲ得

公共團體ハ公益上ノ必要ニ因リ主務大臣ノ許可ヲ受ケテ前項ノ事業ノ  
買収ヲ為スコトヲ得（以下略）

三、營業許可の取消及会社重役の罷免権

第二十八條 主務大臣ハ九ノ場合ニ於テハ第三條ノ許可（營業許可）ノ全部

若ハ一部ヲ取消シ又ハ会社ノ取締役其ノ他ノ役員ノ改任ヲ命スルコト  
ヲ得

一、電気事業者カ法令若ハ法令ニ基キテ為ス處分又ハ許可ニ附シタル條  
件ニ違反シタルトキ

二、電気事業者カ其ノ供給区域内ノ一部分ニ供給ヲ開始シタル後久シキ  
ニ亘リ其ノ残余部分ニ對シ電線路其ノ他供給上必要ナル設備ヲ為サ  
サルトキ

三、電気事業者カ公益ヲ害スル行為ヲ為シタルトキ（以下略）

四、電氣事業の譲渡及び合併の認可制

第二十五條 電気事業者ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非レハ其ノ事業ノ全部  
又ハ一部ヲ譲渡スルコトヲ得ス（以下略）

第二十六條 電気事業会社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非レハ合併ヲ為スコ  
トヲ得ス

即ち、以上を以て見れば、現行電気事業法が比較的高度の統制機能を有して